http://www.nochuri.co.jp/

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 1 JANUARY

内外経済金融・農林水産業・組合金融の見通し

- ●2011年の内外経済金融の展望
- ●農林水産業の現状と見通し
- ●農協信用事業の回顧と展望

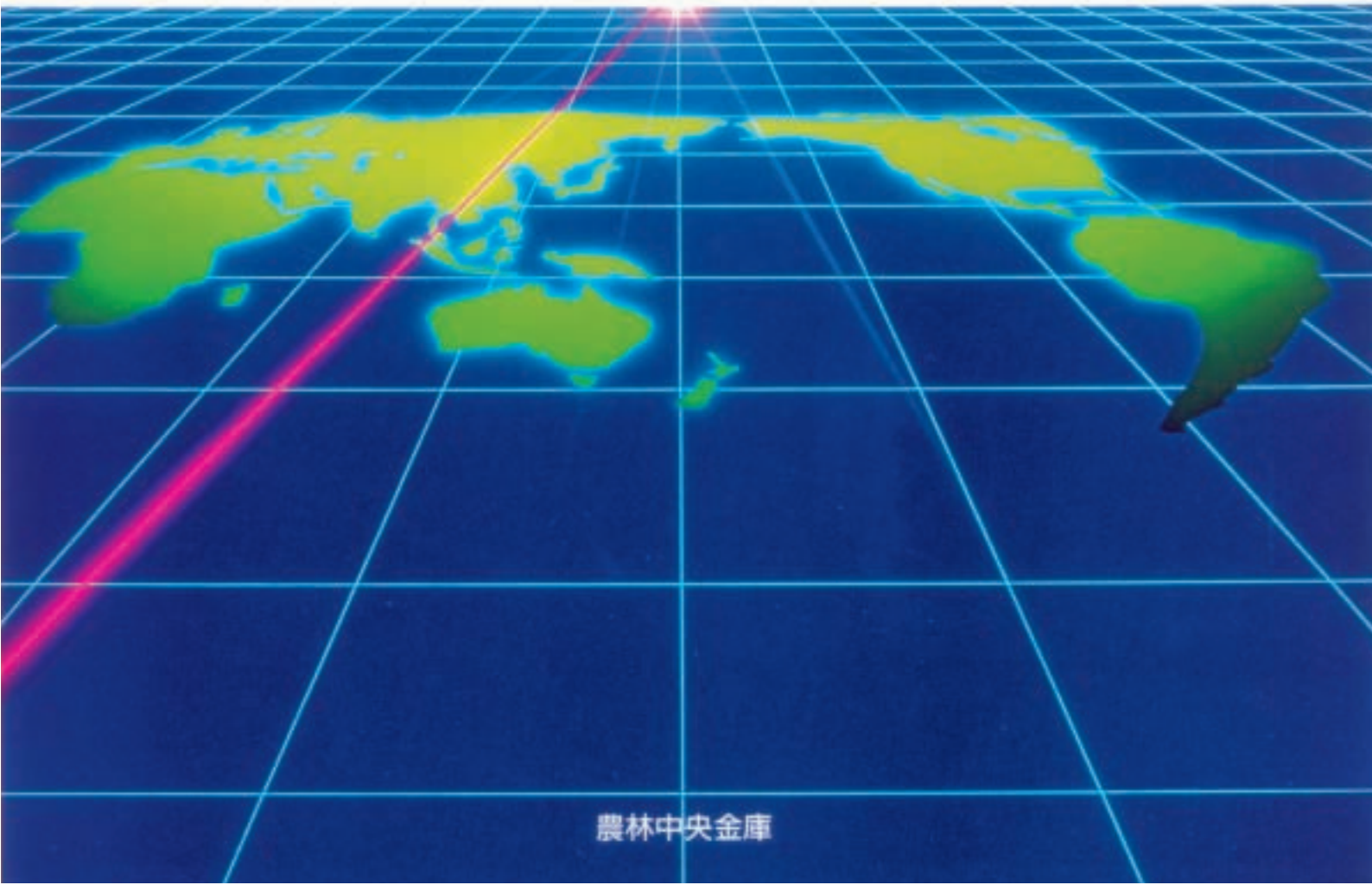

農林中央金庫

http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

自由貿易の効果

昨年10月，菅首相の所信表明演説におけるTPPへの参加検討発言以降，「TPPこそが我が国の生きる道」「平成の開国」といった論調の報道・発言が相次ぎ，さらに，そうした自由貿易圏参加への障害となっているのが国内農業問題である，といった世論が急速に形成されていった。その後に会う機会のあった何人かの農業者自身からも，自分たちが日本の将来にとっての障害となっているのではといった，半ば罪の意識にも近い発言が聞かれるようになったことは，誠に悲しむべきことである。いまさらながらに，マスコミの世論形成に与える影響力の大きさに驚かされる。TPPの有するさまざまな問題点については，本誌12月号の石田論文において包括的に論じられており，また，一部論者からもいくつかの重要な疑問が示されている。ここでその詳細を述べる紙幅はないが，そもそも一般的な自由貿易論の前提となっている議論については大きな疑問を感じざるを得ない。

自由貿易がもたらす経済効果は，各国が，相対的な優位性を有する生産物に特化し，それらを相互に交換することにより達成される経済全体の効率化を源泉としている。この効果を算定するためにしばしば利用されるのが，「応用一般均衡モデル」といわれる世界経済モデルである。多数の国家，複数の産業部門，個人等の関係を記述する膨大なものであるが，その基本的な構造は極めて単純である。個人の行動は一定の価格，所得弾力性を有する（価格の低下，所得の増加が自動的に消費を増加させる）消費関数で記述され，企業の行動は，与えられた生産要素（土地，資本，労働力），中間財の価格等により費用を最小化する生産関数によって記述される。一般にすべての生産要素は完全に利用され，遊休は生じない。貿易自由化の経済効果は，自由化前の状態と自由化後の状態を比較する「比較静学的」手法により算定され，その間の経済的諸条件の変化は考慮されない。

こうした極めて単純かつ「円滑」な経済システムを前提とすれば，おそらくすべての経済対策（減税であれ公共投資であれ）は相当程度の効果を期待し得るであろう。TPPで最大のメリットが期待される米国市場を例にとると，現在の自動車の関税率は2.5%であり，その引き下げ効果により米国での日本車販売が増加する。一方で米国からの農産物輸入により日本国内の農業生産が減少する。その結果，国内において農業部門から自動車部門への生産資源の移転が起こり，日本における経済厚生の増加が実現する，というのがごく大雑把なシナリオである。しかし，その実現性には極めて多くの疑問が残る。

自動車価格は引き下げられず，メーカーまたはディーラーの利益に回されるかもしれない。競合するメーカーが値下げを行うかもしれない。仮に輸出の増加が生じ，貿易黒字が拡大した場合であっても，その結果為替レートが円高に振れてしまうかもしれない（2円の円高で2.5%の効果は霧消する）。最大の問題は国内で遊休化した資源がすべて有効に利用されるという前提である。農業をあきらめざるを得なかった高齢の農家の労働力，資本が，すぐに自動車産業で活用されるとするのは極めて非現実的である。多くの留保条件付きの数字であっても，いったん提示されるとそれが一人歩きを始め，農業保護の代償となっている金額として世論を形成していく。国の将来の形を左右しかねない問題であり，より慎重な議論が望まれる。

（（株）農林中金総合研究所　取締役基礎研究部長　原　弘平・はらこうへい**）**

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第64巻　第1号〈通巻779号〉

目　次

今月のテーマ

内外経済金融・農林水産業・組合金融の見通し

今月の窓

自由貿易の効果
（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長　原　弘平

年後半にかけて景気は再び持ち直しへ
2011年の内外経済金融の展望
南　武志・山口勝義・田口さつき・王　雷軒 ―― 2

農林水産業の現状と見通し
清水徹朗・鴻巣　正・秋山孝臣 ―― 16

農協信用事業の回顧と展望
小野澤康晴・小田志保・若林剛志 ―― 38

談話室

地域活性化とＪＡ
（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　佐藤純二 ―― 36

外国事情

米国の金融規制改革法と金融機関経営
――大規模金融機関の経営の視点から――
鈴木　博 ―― 54

統計資料 ―― 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

2011年の内外経済金融の展望

――年後半にかけて景気は再び持ち直しへ――

主任研究員　南　武志
主席研究員　山口勝義
主事研究員　田口さつき
研究員　王　雷軒

〔要　　旨〕

1　2009年半ばまでに，世界金融・経済危機による景気悪化は食い止められ，その後は新興国主導で持ち直し基調が続いてきた。しかし，10年に入り，全体的に景気回復ペースの鈍化が目立ち始めた。

2　新たな国際経済運営上の枠組みとして，主要20か国・地域での議論が本格的に始動している。議題としては，途上国支援，地球環境問題に加え，先進国における財政健全化策，世界的な通貨安競争の自制・回避，グローバル・インバランスの是正などが俎上に上っている。ただし，先進国と途上国の間で利害が対立し，なかなか意思を統一することが困難なケースも散見されている。

3　2011年の海外経済を展望すると，前半までは減速した状態が続くが，後半にかけて再び成長率が加速する姿を見込んでいる。米国経済は，雇用改善の遅れやディスインフレの強まりなどが目立っているが，米FRBによる大幅な金融緩和策の効果浸透によって11年後半以降は回復力が強まるものと予想する。ユーロ圏経済は，ユーロ安メリットを享受するコア国と財政悪化に直面する周辺国との二極化が強まっているが，先行きは財政再建路線による負の効果が一時的に強まる可能性があるだろう。景気過熱によるインフレや不動産バブルが懸念されている中国経済は，当面は引締め政策により，景気減速が続くことが見込まれる。

4　国内経済については，耐久財消費刺激策の反動とこれまで進行した円高による悪影響によって，11年度上期までは景気停滞色が強い状況が続くだろう。なお，年度下期には海外経済の回復に伴う輸出増勢の強まりから，再び成長率を高めていくものと予想する。

5　先行きの新たなリスク要因として，先進国・地域と新興国との景況感格差や金融政策スタンスの違いによって発生しうる国際資本フローの異常な動きに注意を払う必要があるだろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
——世界的な景気減速懸念の浮上——
1　内外経済を取り巻く課題
（1）　G20による経済運営
（2）　財政健全化に向けた努力
（3）　通貨安競争の回避
（4）　グローバル・インバランス（世界的な不均衡）問題
2　海外経済金融情勢と展望
（1）　米国経済の展望
（2）　欧州経済の展望
（3）　中国経済の展望
（4）　国際商品市場の動向
3　国内経済・金融の注目点と展望
（1）　耐久財消費刺激策の反動
（2）　円高による景気下押し懸念
（3）　当面の政策運営
（4）　国内経済・物価の展望
（5）　基本的に長期金利は低位状態継続
おわりに
——デカップリングの持続可能性——

はじめに
——世界的な景気減速懸念の浮上——

2008年秋に発生した世界金融・経済危機により，先進国・新興国を問わず，世界経済は大打撃を受けた。その直後から国際協調の枠組みのなか，各国の財政出動と金融緩和策，金融システム安定化策などによる景気下支えが講じられた結果，09年半ばまでには世界経済は底入れし，その後は主に中国やインドといったアジア新興国が主導する格好で持ち直し基調をたどってきた。

こうしたなか，10年年明け前後から，ギリシャの財政問題に端を発した欧州債務危機が，断続的に国際金融市場の混乱を招いているほか，米国においては景気回復の鈍さやディスインフレ傾向の強まりによるデフレ突入懸念，さらにインフレ加速や不動産バブルへの対応策を本格化させている中国経済の成長鈍化など，世界経済の先行き不透明感を高める要因も散見されている。実際に，OECD景気先行指数（CLIs）からも，景気回復そのものは続いているが，その勢いが減速しており，当面はそうした状態が続く可能性が高いことも見てとれる（第１図）。

本稿では，2011年の内外経済が抱えている課題とともに，今後の展望について述べていきたい。

第１図　OECD景気先行指数の推移

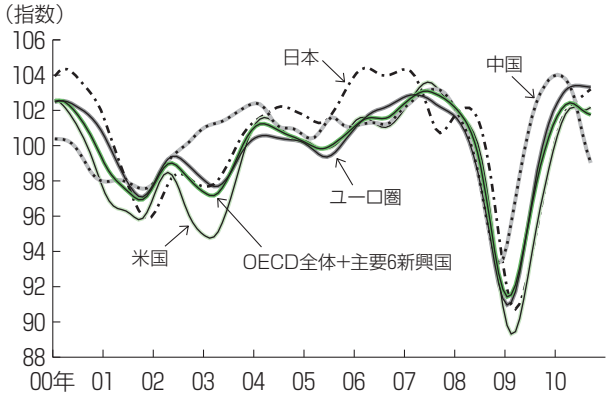

資料　OECD
（注）　主要6新興国とは，ブラジル，中国，インド，インドネシア，ロシア，南アフリカ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1　内外経済を取り巻く課題

(1)　G20による経済運営

冒頭でも触れたように，世界金融・経済危機が発生して以来，世界経済に関する様々な取決めを議論する場として，従来のG７（もしくはロシアを加えたG８）という枠組みではもはや十分ではなくなり，世界金融・経済危機が発生した08年秋からは新たに中国，インドなど11の新興国を加えたG20（主要20か国・地域(注1)）という枠組みでの首脳会議や財務大臣・中央銀行総裁会議が定期的に開催されるようになっている。このG20諸国・地域の総人口は世界全体の約３分の２，GDP総額は実に全体の９割程度を占めている。

2000年代に入ってから，新興国の経済発展は目覚ましく，地球環境や貧困への取組みとして，もはや中国やインド，ブラジルなどを抜きにしては国際的な合意ができない状況となっている。一方で，G20を構成する国々では共有する理念や価値観が異なるなど，利害対立するケースも少なくない。そのため，G７サミットなどとは異なり，なかなか意思を統一することが困難な点も否定できない。

こうしたなか，2010年内に開催された２回のG20首脳会合（金融サミット（６月：カナダ・トロント，11月：韓国ソウル））では，先進国での財政悪化問題をはじめ，世界的な不均衡拡大（グローバル・インバランス）の是正，通貨安競争に対する対処，世界的な金融規制の枠組み作りなどが議論の対象となった。

（注１）G20参加国・地域は，アメリカ合衆国，アルゼンチン，イギリス，イタリア，インド，インドネシア，オーストラリア，カナダ，韓国，サウジアラビア，中国，トルコ，ドイツ，日本，フランス，ブラジル，南アフリカ共和国，メキシコ，ロシアの19か国と，欧州連合（EU）の１地域である。

(2)　財政健全化に向けた努力

世界金融・経済危機の発生前，先進国においては裁量的な財政政策は無効であるばかりか，むしろ有害とのコンセンサスが形成されており，財政政策については財政赤字を一定の範囲内に抑えるというルールに基づいた運営が進められてきた。しかし，今回の金融・経済危機からの脱出に際して，裁量的な財政政策も重要な役割を果たしたのは間違いない。とはいえ，いつまでもこうした危機対応の手厚い財政支出を継続することは不可能であり，危機対応の政策運営からの出口を模索する動きが本格化しつつある。

特に，2010年を通じて，一部のユーロ加盟国では財政悪化への懸念が浮上，債務不履行（＝財政破綻）への警戒感が強まり，それが共通通貨ユーロの信認を喪失させ，通貨価値の大幅下落を招くという事態が発生した。そうしたこともあり，先進国における財政赤字の削減努力は10年６月のG20金融サミットにおいて国際公約化されることとなった。具体的には，日本を除く先進国は財政赤字を13年までに半減するとし，財政赤字額が巨額な日本だけは例外扱いと

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

なったものの，６月に閣議決定された「財政運営戦略」に沿った健全化計画（基礎的財政収支の赤字をGDP比で15年度までに半減し，20年度までに黒字化すること）が求められた。

前述のとおり，先進国のなかでも，財政悪化への目が厳しいのはユーロ圏諸国である（第２図）。財政悪化国に求められている財政再建の内容は厳格であり，３～４年程度の比較的短期間に集中して改善を図ることが求められている。この財政健全化は，欧州経済がサブプライム問題以降の混乱からまだ完全な回復に至っていない局面において実施される点や，世界的な財政健全化の流れのなかで進められる点を考慮すれば，緊縮財政の経済に及ぼす負の効果が大きく現れ，11年には財政引締め効果が経済成長の大きな重荷となる可能性がある。さらに，景気低迷による税収下振れ等により計画が頓挫に至り，負の効果がより長期化する可能性があることにも注意が必要である。

財政悪化国における実際の財政再建は取組みの途上であり，また問題の再発防止策についてもEUにおいて検討の過程にあるため，依然財政問題の帰すうが長期金利の上昇や金融機関の資産劣化等を通じて財政問題の深刻化と景気後退を引き起こし得るリスク要因となっている。また，こうした問題は，単に当該財政悪化国一国にとどまらず，金融市場の混乱等を通じ他国に波及する可能性をはらんでいると言わざるを得ない。

第2図　欧州における国債利回り推移（10年債）

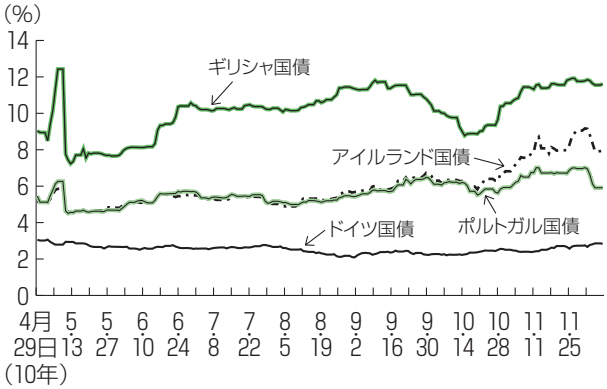

資料　Bloombergデータ

(3)　通貨安競争の回避

冒頭でも触れたように，2009年半ばまでに世界的に景気底入れが実現したが，その後も先進国・地域では金融システムに不安を抱えていたこともあり，回復テンポはなかなか加速しなかった。こうしたなか，一部の新興国では通貨安による輸出増を経済成長につなげたいという思惑が働いているほか，急増する資本流入に対処するため，資本規制を導入し，かつ自国通貨の増価（通貨高）を抑制するための，為替市場への直接介入も行っている。

一方，欧米諸国においては，為替市場への介入効果については有効ではないとの見解を繰り返してきた経緯から，市場介入による直接的な通貨安政策はとっていない。しかし，金融システムの不安定さが残っているため，そもそも通貨に対する減価圧力が続いている。また，デフレ警戒感が強い米国で大胆な金融緩和措置が決断されるとの観測が強まったことを背景にドル安が，一部の国で財政危機に陥っているユーロ圏

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ではユーロ安が，それぞれ進行しやすい環境となっている。

こうした各国通貨の減価傾向のあおりを受けたのが日本であったといえる（第３図）。円の実質実効レートはリーマン・ショック前と比較して，ほぼ一貫して２～３割ほど増価した状態が続くなど，輸出産業や国内景気に対する下押し圧力が強い状況となっている。こうした状況を受けて，日本政府は９月には６年半ぶりとなる円売りドル買い介入を実施，日本銀行も介入資金の即時吸収を行わない意向を示すといったように，いわゆる非不胎化介入に踏み切ったが，経常収支黒字国が行う通貨安につながる為替介入については，国際社会での理解は得られていない。

10年10月のG20財務相・中央銀行総裁会議ならびに11月のG20金融サミットにおいては，通貨安競争の自制・回避が合意され，経済のファンダメンタルズを反映するため，市場決定型の為替相場に移行していくことによって為替相場の弾力性を高めるとの首脳宣言が採択されたが，その声明の実効力は乏しいとの指摘も少なくはない。

第3図　主要国の実質実効レート

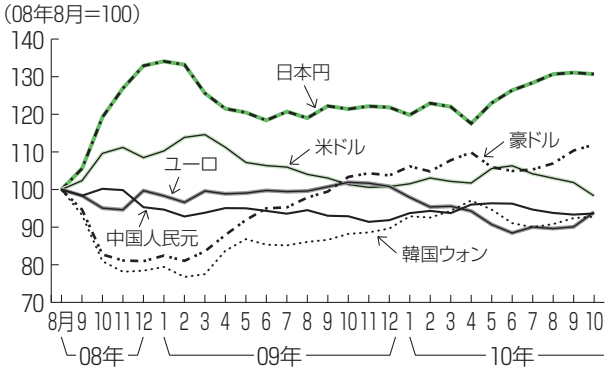

資料　国際決済銀行（BIS）
（注）　値が高いほど通貨価値は高いことを意味する。

（4）　グローバル・インバランス（世界的な不均衡）問題

2000年代前半の世界経済はグレート・モデレーション（大いなる安定）と呼ばれるなど，表面的には物価が安定的に推移する下で適度な経済成長が実現したが，金融・経済危機の発生後に振り返ってみれば，世界規模での過剰流動性の発生に伴う不均衡の拡大が起き，危機の原因の一つであるサブプライム問題が生み出される土壌を形成しつつあったと評価されることもある。なかでも，世界的な経常収支不均衡の拡大（グローバル・インバランス）問題が危機発生の原因であり，その是正を求める意見もある。

米国経済の構造問題の一つとして長らく指摘されている経常赤字は，06年に過去最大の8,026億ドル（対GDP比で約６％）に達し，その後も高水準で推移してきた。ISバランスから経常収支赤字をとらえると，国内貯蓄額が国内投資額に比べて過小であることを意味する。米国において，公的部門と民間部門に分けてISバランスをみると，公的部門では投資超過（＝貯蓄不足），つまり財政赤字がすう勢的に続いていた上に，民間部門でも家計の旺盛な消費行動を背景に投資超過状態となっており，いずれも経常収支の赤字拡大に作用していた。なお，危機発生直後には，経常収支赤字は縮小に向かったものの，09年央の景気底入れ後は再び赤字幅が拡大する方向にある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

一方，中国など東アジア地域においては，経常収支黒字とともに，適正と思われる水準をはるかに上回る外貨準備高の累増が同時に起きている。特に，巨額の経常収支黒字を抱える中国では為替レートの一方的な切上げを抑制するために流入してくる資本を政府部門が吸収しているため，米国は様々な批判を行っている。

10年10，11月に相次いで開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議，G20金融サミットでは，世界的な通貨安競争に歯止めをかけるため，各国の経常収支の対GDP比率を一定の水準に抑える目標の導入について合意した。ただし，実際の数値目標などのガイドラインの設定については11年６月までに決定することで先送りされた。

なお国際通貨基金（IMF）は，経常収支と経済力を総合的に考慮し，G20構成国を①黒字の先進国（日本，カナダ，ドイツなど），②赤字の先進国（米国，英国など），③黒字の新興国（中国・インドネシアなど），④赤字の新興国（ブラジル，インドなど）⑤原油輸出国（ロシア，サウジアラビアなど）の５グループに分け，通貨と経常収支に対する政策をG20に提出したと報じられている。とはいえ，こうした不均衡是正を解決するためのマクロ経済政策が，将来的に別の問題を引き起こす可能性もあり，注意が必要である。

2　海外経済金融情勢と展望

(1)　米国経済の展望

米国経済については，2010年前半までに，家電消費や住宅などに対する支援策の終了を迎えたが，７～９月期の経済成長率は５四半期連続のプラス成長となるなど，回復基調をたどっていると判断できる。しかし，雇用環境には厳しい状態が残っている。失業率は９％台後半で高止まり，なかなか低下する兆しがみられないほか，雇用増も十分な水準ではない。また，インフレ指標も徐々に弱まるなど，景気回復ペースはほとんど加速をみせぬまま推移している。

先行きについては，10年11月に決定された米FRBによる大規模な金融緩和措置（11年６月末までに6,000億ドル程度の国債を買い入れる）の効果が徐々に浸透してくることから，金利低下による民間設備投資やドル安による輸出下支えが期待できるだろう。また，民間消費についても，家計部門におけるバランスシート調整が進行するなかで，雇用者所得が持ち直し基調にあることから，今後とも緩やかな回復傾向を続けていくものと思われる（第４図）。ただし，総じてみれば11年前半にかけてはこれまで通りあまり加速感をみせぬままの展開となるが，年後半以降は徐々に経済成長率が高まっていくと予想する。なお，年間を通じては，10年の2.7％成長の後，11年は2.0％成長へ減速すると予測した。

一方，金融政策に関しては，政策金利で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第4図　米国の所得・消費支出と消費者マインド

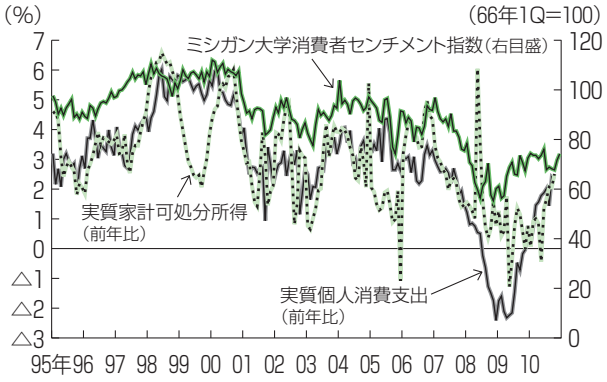

資料　米国商務省, ミシガン大学資料

あるフェデラル・ファンド・レート（FFレート）の誘導目標は08年12月に史上最低の「0～0.25%」へ引き下げられて以降，据え置かれている。当面は，雇用環境の厳しさと低インフレを背景に，現在の政策金利誘導目標は継続されると予想するが，年後半に景気の回復力が強まってくれば，FFレート引上げなど，正常化に向けた動きの再検討が開始されるだろう。

(2)　欧州経済の展望

2010年には周辺国の財政危機とそれによる通貨安に見舞われたユーロ圏経済であるが，ドイツなどユーロ安メリットを享受し，輸出が好調なコア国と，ギリシャ，スペインなど財政健全化に向けて厳しい取組みが続く周辺国との間で，景気回復の動きに二極化が明確となっている。しかし，全般的にみれば景気回復が進行しつつも，10年下期にかけて減速傾向が明確になりつつある。そのうち，ドイツ経済については，10年前半にはユーロ安を背景に輸出の伸びが顕著となり，今後もユーロ圏経済成長のけん引役として期待されてきたが，直近の輸出額推移は跛行性を伴う動きとなっている。また，生産面でも製造業受注や鉱工業生産指数は一本調子の成長が見込まれる状況とはなっていない。また，失業率は7%%台まで低下しているものの小売売上高は現在のところ目立った改善を示すには至っていないようである。

なお，11年を見通した場合，以下の理由により経済成長の一層の加速は期待し難いと考えられる。まず，足元で域内の緊縮財政の経済に及ぼす負の影響は否定できない点である。財政改善が順調に進捗した場合には，改善計画の途上にあっても将来を見越し企業投資や家計消費が刺激されるいわゆる「財政政策の非ケインズ効果」が現れる可能性はあるとしても，少なくとも11年中は負の影響が先行し，経済成長に対する下押し効果としてより強く働くものと考えられる。このため，内需の拡大は当面期待し難く，また経済成長の二極分化傾向は継続するものとみられる。

次に，欧米の中央銀行のスタンスの違いからユーロ高に振れやすい基調にあるため，ドイツ等をけん引役とした輸出主導での継続的な経済回復は期待し難い点である。また，米国経済の回復が緩やかなこと等からも，当面輸出の大幅な伸長は困難とみられる。

以上から，少なくとも11年中は現時点程度の緩やかな経済回復が継続し，欧州経済の本格回復は早くとも12年入り後と考えられる。欧州圏独自のリスク要因として財政

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

再建計画の頓挫や金融市場の混乱の可能性が否定できず，11年において経済成長率は1.5％程度で低迷すると予想する。

一方，欧州中央銀行（ECB）は危機対応時の金融政策からの「出口」に向けた取組みを既に開始しており，引き続き緩和を継続する米FRB等とは一線を画した動きとなっている。しかしながら，ギリシャに続き10年11月にはアイルランドに対する国際的な支援が現実化し，さらに他の周辺国への問題の波及も懸念されるなか，金融政策の正常化にとって環境は困難なものとなっている。そのため，欧州中央銀行（ECB）の「出口戦略」としては，11年内は資金供給手段等の正常化だけにとどまり，政策金利自体の見直しは12年以降にずれ込むと考えられる。

(3)　中国経済の展望

2010年の中国経済は，これまでの金融緩和政策と積極的な財政政策の効果によって堅調な経済成長を続ける半面，景気過熱によるインフレ懸念や大都市圏での不動産バブルに直面するなど，難しい場面に直面し続けてきた。これに対し，中国政府は成長率を適正水準にまで減速させるべく，抑制的な政策をとっている。10年４月に中国政府は一部の大都市における不動産投資・投機抑制政策に本腰を入れ始めたことや，エネルギー多消費型工業（鉄鋼，非鉄金属やセメントなど）の生産抑制を実施してきた。その結果，10年７～９月期の実質経済成長率は前年比9.6％へ減速したが，依然として底堅い成長と評価できるだろう。

一方，天候要因や国際商品市況の上昇，所得水準の向上に伴う需要増，投機マネーの流入などを背景に消費者物価上昇率は加速傾向にあり，11月には同5.1％まで高まった。５％突破は２年４か月ぶりで，インフレ懸念が一段と高まった。ただし，農産物投機への取り締まり強化や生活必需品価格の上限を設ける行政措置などがとられた結果，農産物価格は正常の水準に戻りつつある。なお，賃金の大幅上昇や省エネ推進のための電気・ガスなど公共料金引上げが実施されれば，物価上昇圧力は一段と高まるとみられ，11年の中国政府の物価抑制目標も４％に修正される（10年：３％）とみられる。また，バブルの様相を呈していた不動産市場に対し，政府は住宅ローン規制の強化を中心とする不動産価格の抑制政策を打ち出してきたが，その影響を受けて，主要70大都市の不動産価格は上昇率の鈍化が続いている（第５図）。

一方，中国人民銀行は景気過熱抑制策の一環として，これまで利上げ（１年物預金基準金利と同貸出基準金利を0.25％引上げ）

第5図　中国の物価指数と不動産販売価格

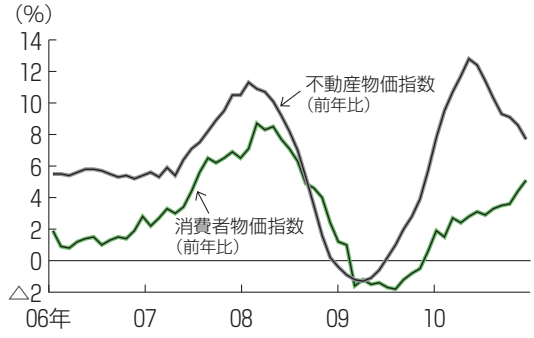

資料　CEICデータ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

や預金準備率引上げを実施してきた。しかし，実質預金金利は依然マイナス水準であり，貿易黒字拡大や海外からの直接投資の増加，投機マネーの流入などが続いていることから，今後とも追加的な金融引締め策（利上げや預金準備率）が打たれることは十分予想される。なお，10年12月に開催された中央経済工作会議では，金融政策スタンスが「適度な緩和」から「穏健」へと変更されたが，すでに景気の急激な回復過程は一服しており，あまり大幅な引締め策が採用されることはないだろう。

全般的にみると，インフレ懸念の高まりなどから，中国のマクロ・コントロールは11年に向けて強化されるとみられる。しかし，第12次５か年計画の実施に伴い，過剰生産産業抑制，不動産投資・投機抑制政策の緩和や12年の政治指導者交代を視野にいれた地方政府の投資拡大が予想されることなどから，11年半ば以降，経済成長率は緩やかながらも持ち直し，年間を通じても９％台後半の経済成長になると予測する。

(4)　国際商品市場の動向

代表的な国際商品指数であるロイター・ジェフリーズCRB先物指数（1967年=100）は，2010年前半には横ばい圏内での展開となったが，夏場にかけては新興国経済の底堅さなどから持ち直すとともに，米国での大幅な金融緩和観測を背景にドル安が進行したことから，商品市場への投機的資金の流入が活性化し，高騰が続いている。また，10年度上期にかけてはおおむね70ドル台での推移を続けてきた原油価格（WTI先物・期近物）についても，年末にかけて上昇圧力が高まり，80ドル台での展開となっている。とはいえ，世界経済全体の回復テンポがやや鈍化していることを踏まえれば，資源需要が加速的に強まることはなく，資源価格の上昇余地も大きくはないだろう。なお，石油輸出国機構（OPEC）は生産枠の据え置きを続けているが，増産余力もあり，需給逼迫による原油価格の急騰が現実のものとなる可能性は大きくないとみる。原油入着価格については，11年度は80ドル台前半で推移するだろう。

一方，穀物価格は干ばつの影響で小麦価格が急上昇しているほか，当初は豊作懸念もあったトウモロコシなども買い進まれている。世界的にみて在庫率が低水準で推移していることもあり，今しばらくは高値状態が続くと思われる。今後，国内の食料品価格へも波及する可能性があるだろう。

3　国内経済・金融の注目点と展望

(1)　耐久財消費刺激策の反動

まず，耐久財消費刺激策の反動について考えてみたい。そもそもリーマン・ショック後に起きた景気悪化局面（2008年度下期）では，自動車・電機などの生産落ち込みが激しく，その過程で深刻な雇用問題も浮上したが，政府は環境対応という側面もあったとはいえ，基本的には今後数年分の耐久財消費を前倒しさせるような対策を実施し

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

た。このように人為的に作り出された民間消費は，当然ながら自律的なものとは言い難い。このうちエコカー購入補助金制度については９月上旬に期限切れを迎え，それ以降の自動車販売は不振を極めている。また，家電エコポイント制度についても，財源の乏しさや同制度終了時の反動減を小さくする目的から，12月以降はポイントがほぼ半減され，さらに11年１月からは省エネ性能が最も高い「五つ星」，かつ買い替え目的のものに限定することとなっている。11月末にかけては対象となるエコ家電の売行きが大いに活性化したと報じられたが，今後はその反動減が出るのは不可避であろう。少なくとも今年度内は，消費の低調さが続く展開になると思われる。

一方，耐久財以外の消費動向をみると，国内家計最終消費の約半分を占めるサービス消費は軟調なままである（第６図）。堅調な耐久財消費のしわ寄せを受けた格好であるが，自律的な回復に向けた動きはまだ見えてこない。ちなみに，雇用環境は依然として厳しい面はあるが，10年に入ってからは残業増や夏季賞与の回復などによって，雇用者報酬の底入れもみられた。ただし，最近の生産調整に伴って残業時間が減少していることも影響して，10年後半にかけての名目雇用者報酬は頭打ちとなりつつある。

第6図　国内家計最終消費支出の動向

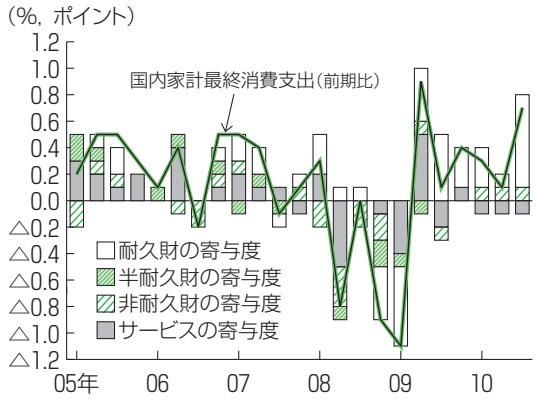

資料　内閣府経済社会総合研究所
（注）　四捨五入の関係上，各項目の寄与度の合計は必ずしも全体と一致しない。

なお，６月には子ども手当の支給が始まったほか，11年度には多少の上積みも予定されており，子育て世帯に対しては一定の消費押上げ効果は期待できるだろう。しかし，その財源を最終的にだれが負担するのかが明確でない。財政運営戦略で義務づけられたペイ・アズ・ユー・ゴー原則では，子ども手当の増額分の手当ては，なんらかの財源確保によって行われる格好となるが，総合的にみれば，結局は現在の「子ども」たちである将来世代が負担せざるを得ない可能性も高く，持続的な消費押上げ効果があるのかについて不透明な点も多い。

(2)　円高による景気下押し懸念

次に15年ぶりの水準まで進行した円高が国内経済・産業に与える影響を取り上げる。内閣府経済社会総合研究所の短期日本経済マクロ計量モデルによる乗数分析を参考にすると，10円弱の円高は経済成長率に対して初年度△0.3％弱，次年度△0.5％強のマイナス効果をもたらすほか，物価下落や金利低下，財政収支の悪化を招くとされている(注2)。実際，円高はデメリットばかりではなく，それなりのメリットもあるわけであるが，現在のわが国経済が置かれている状況を踏まえれば，これ以上の円高進行は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

回避すべき問題である。

なお，円の対ドルレート（名目）は15年ぶりの円高水準であるが，貿易加重ベースでかつ両国の価格水準で調整した実質実効レートは1995年につけた最高値と比較するとまだかなり低く，それほど円高は日本経済に打撃を与えていない，との見方もある。しかしながら，輸出の約半分近くがドルで決済され，かつ国内の輸出企業のパス・スルー率（為替変動を価格にどれだけ反映させているか）の低さを考慮すれば，悪影響が出ていることは想像に難くないだろう。事実，法人企業統計季報によれば，10年７～９月期の全規模・全産業ベース（除く金融・保険業）の売上高は前期比減少に転じており，円高効果が出ている可能性は否定できない。

（注２）実際の乗数分析におけるシミュレーションは，円の対ドル10%減価という想定で行われている。

（3） 当面の政策運営

2010年夏にかけて円高圧力が高まるとともに，景気鈍化懸念が強まったことを受けて，政府・日本銀行は追加の経済対策を余儀なくされている。

まず，政府は，①10年度予算における予備費の活用，②10年度補正予算の編成，③「元気な日本復活特別枠」として約２兆円を盛り込む方針である11年度予算，といった三段構えの政策運営を行い，景気の足踏みに対して対処する方針を示した。なお，11年度予算に関しては，10年６月に閣議決定した「財政運営戦略」やそれに基づく「中期財政フレーム」に従って編成される方針である。具体的には，①新規国債発行額を10年度予算の水準（約44兆円）以下に抑制，②個人所得税，法人税など税制抜本改革を実施，③今後３年間の歳出規模を10年度予算の規模（約71兆円）以下に抑制，などといった枠組みで行われることとなる。

一方，根強い円高圧力は物価下落（デフレ状態）とも密接な関連性があるとして，日本銀行に対しては各方面から様々な緩和要請があったが，４月には成長基盤支援のための新たな資金供給開始を決定，８月には固定金利オペを拡充し，さらに10月には①政策金利の誘導目標の変更，②時間軸の導入，③５兆円規模の資産買入基金の創設，の３本柱からなる「包括緩和策」の導入に踏み切った。このうち，②では消費者物価上昇率が前年比１%程度まで上昇することの確度が高まるまで包括緩和策を続けるとの，かなり強力な時間軸が設定されたと考えられ，③による国債購入や，上述の財政規律の明確化などと合わせてみれば，将来的な長期金利の上昇抑制につながるものと考えられる。

（4） 国内経済・物価の展望

さて，2011年にかけての国内経済情勢については，これまで景気をけん引してきた輸出が一段と鈍化することや上述したように民間消費に反動減が出ることなどを踏まえれば，年前半までは足踏み状態が続く展開が予想される。ただし，世界経済全体が二番底入りするリスクはそれほど大きくな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いと想定されるほか，09年度以降の自動車販売は，リーマン・ショック以前の水準まで戻ったに過ぎず，反動減もそれほど長引かないものと予想する。また，賃金・賞与も総じて持ち直しの動きが続き，家計の所得環境にも薄日が差し始めているため，民間消費が底割れする事態は回避できるだろう。また，企業設備投資に関しては，足元の水準は依然として下振れしていると思われ，企業経営者の設備過剰感は根強いものの，本来あるべき水準まで戻る力は働いており，回復傾向は維持されると思われる。ただし，最近の円高圧力や海外景気の不透明感もあり，当面は加速感のないまま推移していくだろう。このように，先行き民間需要の自律的な回復力が強まっていく姿を見通すことは難しい。

結局のところ，わが国経済の先行きは，輸出動向を左右する海外経済動向が大きなカギを握っている状況には変わりはない。前述の通り，欧米経済には不安定さが残っているほか，堅調だった中国経済も調整が続いており，わが国からの輸出がすぐに再加速を開始する状況にはない。このようにわが国の輸出にとっては好材料は乏しく，当面は輸出の鈍化が続くだろう。

経済成長率でみれば，10年度は2.8％と３年ぶりのプラスとなるが，年度下期は景気停滞感が強まる展開が予想される（第１表）。これに引きずられる格好で11年度は１％前後まで成長率は鈍化するが，年央には耐久財消費の調整に一応のメドがつくほか，輸出主導での回復プロセスが再び強まるものと予想する。一方，国内全体の需給バランスは依然として崩れた状態が続くだろう（第７図）。底堅い推移を続ける新興国経済の資源需要は強

第1表　2010～11年度　日本経済見通し

	単位	2009年度（実績）	2010年度（予測）	2011年度（予測）
名目GDP	%	△3.6	0.2	0.2
実質GDP	%	△2.4	2.8	1.1
民間需要	%	△5.0	2.6	1.2
民間最終消費支出	%	0.0	1.4	△0.1
民間住宅	%	△18.2	△1.7	2.7
民間企業設備	%	△13.6	4.8	4.0
民間在庫品増加（寄与度）	ポイント	△1.1	0.4	0.2
公的需要	%	5.2	0.4	0.4
政府最終消費支出	%	3.4	1.8	1.2
公的固定資本形成	%	14.2	△5.9	△3.6
輸出	%	△9.6	18.0	5.8
輸入	%	△11.0	12.4	5.8
国内需要寄与度	ポイント	△2.6	2.0	0.9
民間需要寄与度	ポイント	△3.9	1.8	0.8
公的需要寄与度	ポイント	1.2	0.1	0.1
海外需要寄与度	ポイント	0.3	0.9	0.3
GDPデフレーター（前年比）	%	△1.3	△2.1	△0.9
国内企業物価　（前年比）	%	△5.2	0.3	0.4
全国消費者物価（前年比）	%	△1.6	△0.9	△0.5
完全失業率	%	5.2	5.1	5.1
鉱工業生産　　（前年比）	%	△9.2	8.1	0.6
経常収支（季節調整値）	兆円	15.8	15.7	15.5
名目GDP比率	%	3.3	3.3	3.2
為替レート	円/ドル	92.8	85.8	85.4
無担保コールレート（O/N）	%	0.10	0.09	0.09
新発10年物国債利回り	%	1.36	1.09	1.06
通関輸入原油価格	ドル/バレル	69.1	78.6	81.3

資料　実績値は内閣府「国民所得速報」など，予測値は農中総研
（注）１　全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
２　無担保コールレートは年度末の水準。
３　季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第7図　大幅に崩れたままのマクロ需給バランス

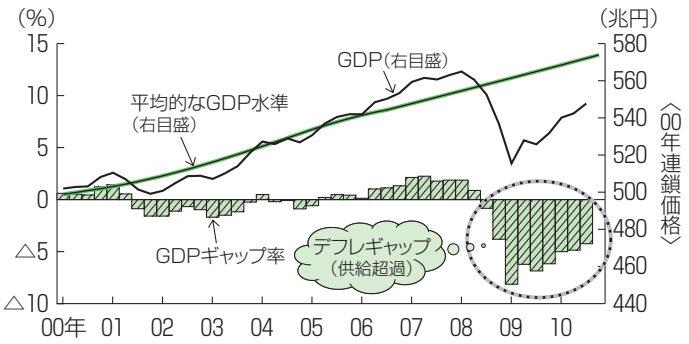

資料　内閣府，総務省データ
(注)　平均的なGDP水準はHPフィルターなどを利用して作成。

く，輸入原材料やエネルギーなどの価格は強含む可能性があるが，全般的にみれば物価下落状態は残るものと予想する。政府・日本銀行が期待するような11年度内のデフレ脱却（消費者物価上昇率のプラス転換）はかなり厳しいと予想する。

(5)　基本的に長期金利は低位状態継続

2010年度入り後は低下基調にあった長期金利は，10月上旬に日本銀行が包括緩和策を導入した直後に一段と低下したが，その効果は長続きせず，その後は緩やかな上昇に転じた。特に，米FRBが大幅な緩和策（QE２）を決定し，堅調な米経済指標も散見され始めた11月上旬以降は，円高の修正や株価持ち直し機運が高まったため，長期金利は一段と上昇，12月に入って1.2%台にまで上昇する場面もあった。米国の流動性供給を期待した株高やクリスマス商戦の堅調さなどもあり，一部で米景気の先行き楽観論も浮上した模様だが，住宅市場が再び悪化方向に転じたことや，ディスインフレ傾向が強まってきたこと，さらには雇用改善が遅れていることが再確認されるなど，当面は景気回復が順調にはいきそうもないことも見て取れる。また，中国が金融政策の運営スタンスを引締め方向に変更したことは，少なくとも11年前半までは世界経済全体の減速が続く可能性を高めたと思われる。

なお，日米とも中央銀行は景気に対しては慎重なようで，今後の展開次第ではもう一段の緩和措置をとる可能性も示唆するような姿勢を保っている。まだ十分な威力を発揮していない日本の包括緩和策や米国の大幅な緩和策（QE２）によるイールドカーブの押下げ効果が意識される場面もあるだろう。また，金融機関にとっても，日銀が成長基盤支援のための資金供給を開始したとはいえ，デフレ継続や景気足踏みの強まりなどを考慮すれば，貸出が増加することは展望できず，これまで同様，消去法的な国債購入行動は継続される可能性が高い。そのため，時として大きく変動する場面も伴いつつも，総じて長期金利の低位状態は続くと予想する。

おわりに
――デカップリングの持続可能性――

OECDやIMFなどの国際機関による2011年の世界経済見通しは，10年に続き，新興国主導での景気回復が続くとの見方を提示している。とはいえ，これまでの経済政策効果の一巡・反動が想定されるなかで，い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

わゆる「デカップリング」状態が今後も成立し続けるかどうかは微妙な状況であるといえるのではないだろうか。

多くの新興国は，日本と同様に，経済成長のかなりの部分を輸出に依存した経済構造となっている。サブプライム問題による金融システムの毀損（きそん）が小さく，また経済規模に比べて相対的に大規模な財政出動を行い，さらに高付加価値財に比べて回復が早かった普及品・汎用品の生産ウェイトの大きい新興国では，先進国・地域に比べてリーマン・ショック後の世界経済・金融危機からの立ち直りが早かったのは言うまでもない。しかし，輸出という重要な推進力が期待できないなか，裁量的な財政政策によって国内需要を「無理やり」押し上げたがゆえに，景気過熱によるインフレや不動産バブルなど様々な歪みが発生しているのも確かである。

また，先進国・地域の金融政策が歴史的な緩和措置を継続している一方で，新興国・資源国の金融政策はすでに正常化に向けて動き始めている。こうした政策運営は，いずれも持続的な安定成長経路に向けた軟着陸を目指すものであるが，先進国と新興国との金融政策の方向性の違いに伴って発生する世界的な資金フローが，将来的に何らかのリスク要因となりうる可能性は意識しておくべきだろう。

（みなみたけし，やまぐちかつよし，
たぐちさつき，おうらいけん）

発刊予定のお知らせ

農林漁業金融統計2010　A4判，160頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に
関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉
編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行予定〉 2011年1月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

農林水産業の現状と見通し

基礎研究部副部長　清水徹朗
専任研究員　鴻巣　正
専任研究員　秋山孝臣

〔要　　旨〕

1　農業

戦後の高度経済成長により日本農業は大きく変貌し，農業機械化が進み畜産・酪農や野菜・果樹部門が発展したが，稲作は零細なままであり，1970年代以降米の生産調整に至った。その後円高が進行して，貿易自由化のなかで国際化に対応した農政改革が進められたが，民主党政権成立後に戸別所得補償政策が導入されることになった。

日本の食料自給率は40%であり，特に土地利用型の品目の自給率が低い。日本の農家は零細であるが，小規模農家が減少するなかで大規模経営体が増加しており，農地流動化が進んでいる。農業就業人口が大きく減少し，65歳以上の割合が６割を超えている。

昨年末に「食と農林漁業の再生推進会議」が設けられたが，日本の稲作が国際競争力を持つようになるのは困難である。戸別所得補償は農家から一定の評価を得ているが，制度の安定的運営が課題である。WTO交渉が停滞するなかでFTA交渉が進められているが，日本の食料生産を維持するためにはTPP参加は望ましくない。

2　水産業

水産政策は大きな転機にあり，漁業共済制度を活用した漁業所得補償の創設が焦点である。漁業生産量はピーク時の半分以下に減少しており，特に遠洋漁業と沖合漁業の減少が著しい。水産物輸入額は漁業生産額に匹敵する水準になっており，食用水産物自給率は62%に低下している。漁業経営は厳しい状況にあり，漁村において中核的役割を果たしてきた沿岸漁業者の減少と高齢化が深刻である。

漁村振興による生活基盤の充実，持続的漁業の確立による水産資源の回復，二次，三次産業との連携による産業基盤の強化等が今後の課題であり，さらに海洋政策との関係も重要である。

3　林業

日本の森林は伐採利用期にさしかかっているが，林業の収益性の悪化により森林の荒廃が進んでいる。住宅着工戸数の減少により木材需要が低迷しているが，木材輸入量が減少するなかで，国産材生産は横ばいであるため，木材自給率は27.8%に上昇している。しかし，材価低迷により林業所得が減少し，林業労働力の高齢化が進んでいる。

森林・林業再生プランでは，森林組合による提案型集約化施業を提案し，木材自給率を50%に引き上げるとしているが，木材価格は持続的生産可能な水準を下回っている。本年は国連森林年であり，森林の持続可能な経営・保全が課題である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　農業
(1)　農業・農業政策の展開過程
(2)　日本農業の現段階
(3)　当面する課題と展望
2　水産業
(1)　水産業政策
(2)　漁業生産
(3)　水産物需給
(4)　漁業経営
(5)　今後の課題
3　林業
(1)　森林・林業政策
(2)　木材生産
(3)　木材需要・輸入
(4)　木材価格
(5)　林業労働力
(6)　林業経営
(7)　今後の課題

はじめに

農林水産業は，国民生活に不可欠な食料や住宅資材等を供給し，地域経済を支えている非常に重要な産業であるが，貿易自由化や円高の進行によって農林水産物の輸入が増大し国内生産が縮小している。農林水産業の経営は厳しい状況が続いており，農林水産業従事者の高齢化が進行している。

09年９月に民主党政権が成立し，その後，戸別所得補償を導入するなど新しい政策を実施してきているが，その一方で，TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参加を巡って大きな国内論議を引き起こすに至っている。こうしたなかで，政府は昨年11月に「食と農林漁業の再生推進本部」を立ち上げ，今年６月をめどに，高いレベルの経済連携と食料自給率向上や国内農業・農村の振興を両立させ，持続可能な力強い農業を育てるための対策に関する基本方針を示すとしている。

本稿は，こうした大きな転機を迎えている日本の農林水産業について，その現状を分析するとともに，当面する政策課題に関して整理したものである。

1　農業

(1)　農業・農業政策の展開過程

日本農業の現状を考察するための前提として，まず最初に，今日に至る戦後の日本農業と農業政策の展開過程をごく簡単に整理しておきたい。

a　高度経済成長と農業基本法の制定

戦後の日本農業の出発点は終戦直後に行われた農地改革であるが，日本経済は，農地改革が一段落してまもなくの1955年から73年まで年率平均10％以上の経済成長を遂げ，この過程で日本の農業・農村は大きく変貌した。高度経済成長に伴う他産業の発

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

展によって農外の就業機会が広がり農家の兼業化が進むとともに，都市化の進展によって多くの農地が住宅地・工業用地に転用された。

高度経済成長の初期の61年に，農業近代化と農業構造改善を目指した農業基本法が成立し，その後，農業機械化によって農作業の省力化が進んだ。また，食生活の変化に対応して畜産・酪農，果樹・野菜部門が発展し，一部に大規模な農業経営も生まれた。しかし，米については，食管制度のもと米価が引き上げられたこともあり，生産量が増大する一方で消費量が減少したため，70年代より米の生産調整を実施するに至り，この生産調整は今日まで続いている。

b　円高の進展と内外価格差の拡大

1973年の石油ショックを契機に高度経済成長は終焉したが，日本の貿易黒字を背景に円の対ドル為替レートは71年に切り上げられ，さらに73年には変動相場制に移行した。しかし，その後も貿易黒字が拡大したため，85年のプラザ合意以降急速な円高が進行し，この円高は日本経済，日本農業に大きな変化をもたらした。

円高の進行によって国内農産物価格の割高感が強まり，内外価格差が大きな問題として浮上したが，こうしたなかで，対日貿易赤字に悩む米国は日本に対して牛肉，オレンジの輸入自由化を求め，88年にこの二つの農産物の輸入自由化が決定した。さらに，86年にはウルグアイラウンド交渉が始まり，米の輸入自由化を巡って大きな国内

第1図　アジア諸国からの農林水産物輸入

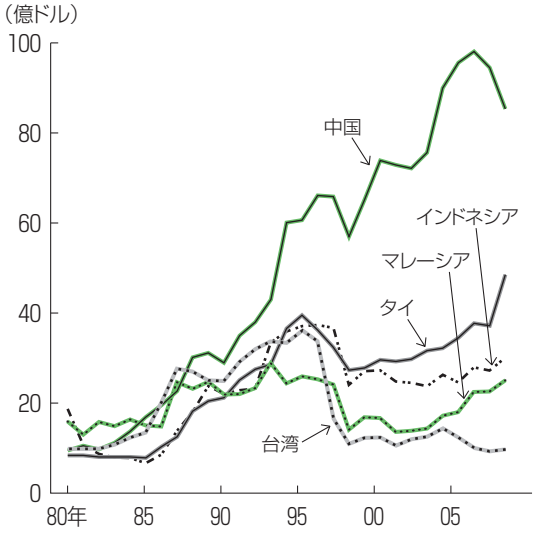

資料　JETRO「アグロトレードハンドブック」より作成

論争となったが，93年末のウルグアイラウンド合意によって日本はMA米の輸入を受け入れた。

一方，プラザ合意以降の円高によって日本企業の海外進出が加速してASEAN諸国から農産物・食品輸入が増大し，90年代以降は改革開放路線に転換した中国からの農産物・食品輸入が急増している（第1図）。

c　日本経済の国際化に対応した農政改革

こうした日本経済の国際化に対応して農業政策の改革が求められ，ウルグアイラウンドが進行していた92年に「新政策（新しい食料・農業・農村政策の方向）」が策定され，新たな環境変化に対応した農政の大転換の方向が示された。

そして，ウルグアイラウンド終了後の95年に，戦後の米政策の中心であった食糧管理法が廃止され，さらに98年には農政改革大綱が出され，その後，米，麦，酪農，砂

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

糖，でんぷんなどの制度改革が行われた。

99年には農業基本法が廃止されて食料・農業・農村基本法が制定されたが，2003年には米政策改革によって稲作の生産構造を改革する方針が打ち出され，全国各地で水田農業ビジョンが策定された。

d　民主党政権の成立と戸別所得補償政策の導入

しかし，小泉構造改革路線のなかで進められた選別的な米政策改革は農家から不満が強くあり，すべての農家に対する戸別所得補償政策の導入をマニフェストに掲げた民主党は，07年の参議院選挙，09年の衆議院選挙で勝利し，民主党政権成立後の10年度に米戸別所得補償モデル事業が導入された。

11年度からは戸別所得補償政策を畑作物にも拡大する方針であるが，その一方で民主党はFTA・EPA推進を掲げており，日本でのAPEC開催を前にして打ち出したTPP加入方針を巡って大きな論議を巻き起こす事態に至っている。

(2)　日本農業の現段階

a　農業生産

09年度の食料自給率（カロリーベース）は40％であり，日本は食料の６割を輸入に依存している。日本の穀物生産量は935万トン（米847万トン，小麦67万トン，その他20万トン）であるが，日本は穀物を2,651万トン輸入しており（とうもろこし1,621万トン，小麦535万トン，その他495万トン），穀物自給率は26％と非常に低い水準になっている。

食料自給率を品目別にみると，比較的高い品目は，米（95％），野菜（83％），いも類（78％），牛乳（71％）であり，中程度の品目は，肉類（57％），果実（41％），自給率が低い品目は，小麦（11％），大豆（６％），トウモロコシ（０％）である。日本は農地が狭く，土地を必要とする品目の自給率は低い。

09年度の農業産出額は８兆491億円であり，部門別にみると，畜産２兆5,096億円，野菜２兆331億円，米１兆7,950億円，果実6,751億円，花き3,330億円，その他7,033億円である。農業産出額はピーク時（84年度，11兆7,171億円）に比べて約３割減少しており，農業所得はピーク時に比べてほぼ半減している（第２図）。

第2図　農業産出額の推移

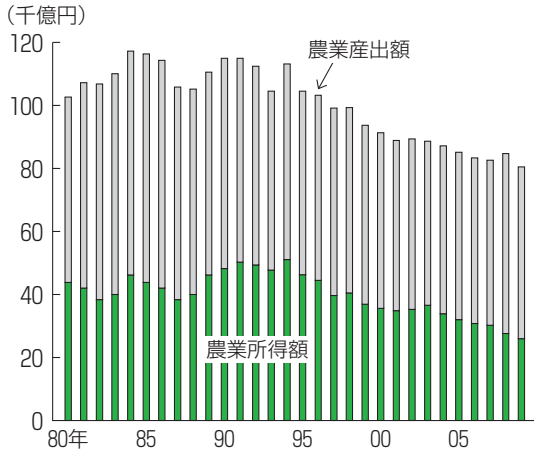

資料　農林水産省「農業産出額統計」

b　農地

2010年の農地面積は459万haであり，60年に比べ148万ha（△24％）減少している。農家１戸当たりの農地面積は1.8ha（北海道

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

22.6ha，都府県1.4ha）であり[注1]，日本農業の零細構造は現在も変わっていない。

農地のうち田の面積は250万haであるが，水稲の作付面積は163万haであり，田のうち87万haは米以外の作物が作付けされているか休耕している。また，耕作放棄面積が37万haある。

10年における農地の借入面積は106万haであり，00年（67万ha）の1.6倍に増加し，借入面積は経営耕地面積（363万ha）の29％を占めるに至っており，農地の賃貸借は着実に進んでいる。

（注１）この農家１戸当たり農地面積は耕地面積を農家戸数（販売農家＋自給的農家）で割って算出したものであるが，厳密には農家以外の農業事業体や土地持ち非農家の耕地面積を差し引く必要がある。

c　農家

2010年の農家戸数は253万戸であり，60年に比べると６割減少しており，過去５年間で11.2％減少した（第１表）。農業就業人口の年齢構成を考えると，農家戸数は今後さらに減少する見込みである。

農家のうち販売農家が163万戸，自給的農家が90万戸であり，この５年間で，販売農家は16.9％減少したが，自給的農家は1.4％増加した。販売農家のうち主業農家は36万戸で２割を占めるに過ぎず，準主業農家が39万戸，副業的農家が88万戸である。特に，稲作は，作業の省力化が進んでおり，また稲作のみで家計をまかなうのは困難であるため，稲作農家に占める主業農家の割合は小さい。

農業経営体を経営耕地面積の規模別にみると，小規模層が大きく減少するなかで，都府県では５ha以上，北海道では30ha以上の経営体数が増加しており，都府県において５ha以上の経営体が占める面積割合は32.2％になっている（05年は21.4％）（第２表）。

農家戸数が減少するなかで「土地持ち非農家[注2]」が増加しており，10年において土地持ち非農家は137万戸あり（５年前に比べて

第1表　農家戸数等の推移

（単位　万戸，万人，万ha，ha/戸，％）

	2000年	05	10	05/00	10/05
農家戸数	312	285	253	△8.7	△11.2
農業就業人口	389	335	261	△13.8	△22.3
うち65歳以上	52.9	58.2	61.6	5.3ポイント	3.4ポイント
耕地面積	483	469	459	△2.9	△2.1
1戸当たり面積	1.55	1.65	1.82	6.4	10.3
土地持ち非農家戸数	110	120	137	9.5	14.4

資料　農業センサス，耕地及び作付面積統計
（注）１　農家戸数は販売農家＋自給的農家
　　２　農業就業人口は販売農家のみ。

第2表　経営耕地面積規模別の農業経営体数

（単位　千戸，千ha，％）

		経営体数			経営面積	構成比
		05年	10	10/05	10	10
都府県	0.5ha未満	471	373	△20.7	131	5.1
	0.5～1.0	674	555	△17.7	390	15.2
	1.0～2.0	500	414	△17.1	570	22.2
	2.0～3.0	160	135	△15.5	323	12.6
	3.0～5.0	95	87	△8.1	326	12.7
	5.0～10.0	41	46	10.8	304	11.9
	10.0～20.0	11	14	35.7	191	7.4
	20.0～30.0	2	4	89.9	94	3.7
	30.0ha以上	1	4	285.7	235	9.2
	計	1,955	1,632	△16.5	2,565	100.0
北海道	5ha未満	16.3	12.6	△22.6	24	2.2
	5～10	9.5	6.6	△30.3	48	4.5
	10～20	11.0	9.4	△14.8	136	12.7
	20～30	6.2	5.9	△5.2	143	13.4
	30～50	6.4	6.4	0.1	244	22.9
	50～100	4.4	4.7	5.7	311	29.1
	100ha以上	0.7	0.9	28.7	162	15.2
	計	54.6	46.5	△14.8	1,068	100.0

資料　農業センサス
（注）　対象は販売農家＋法人経営

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

14.4％増加），これらの世帯が農地の大きな貸し手になっている。

（注２）「土地持ち非農家」とは，耕地及び耕作放棄地を合わせて５ａ以上所有しているが，農家の定義（経営耕地面積が10a以上または農産物販売額が15万円以上）には入らない世帯であり，多くは「元農家」である。

ｄ　農業就業人口

2010年における農業就業人口（主として農業に従事）は261万人であり，販売農家１戸当たりの農業就業人口は1.6人である。農業就業人口は過去５年間で22.3％減少しており，減少率は加速している。戦後の日本農業を中心的に支えてきた「昭和一ケタ世代」のリタイアに伴って農業就業人口が減少することは予想されていたことであったが，それが現実のものになっている。現在，農業就業人口のうち65歳以上が61.6％，60～64歳が12.2％を占めており，その一方で，40歳未満は6.8％に過ぎず，農業就業人口は今後も減少する見込みである（第３図）。

第3図　農業就業人口の年齢構成

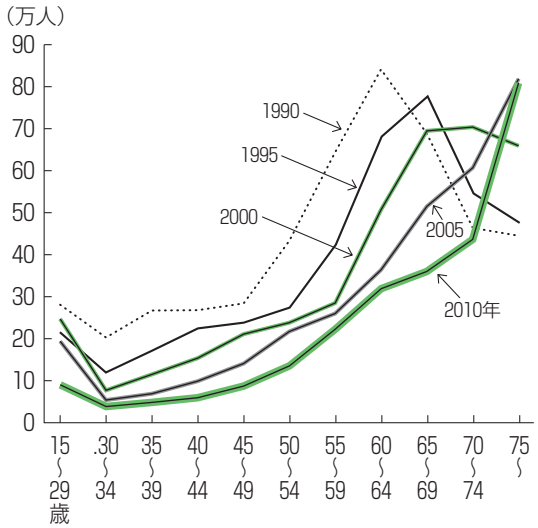

資料　農業センサス
（注）　農業従事日数のほうが他の仕事日数より多い世帯員（販売農家）。

2010年センサスにおける農業従事者（兼業で農業に従事する者を含む）の統計はまだ公表されていないが，農業従事者数は農業就業人口より６割程度多く，その平均年齢は農業就業人口より若い。

なお，近年の新規就農者の動向をみると，08年の新規学卒就農者（自営農業）は1,940人，40歳未満のUターンは6,380人であり，「定年帰農」ともいえる50歳以上の就農者は37,610人である。また，法人経営に就職する雇用就農者が8,400人おり，そのうち新規学卒就農者は1,300人である。

ｅ　法人経営

2010年において農業経営を営む法人経営体（農業サービス事業体や１戸１法人を含む）は22,393であり，このうち農事組合法人4,620，会社12,725，その他（農協等）5,048である。法人経営体はこの５年間で3,117（16.2％）増加しているが，なかでも集落営農の法人化等により農事組合法人が大きく増加している（05年2,621組合→10年4,620組合）。

集落営農は，10年において13,577（５年間で34.9％増加）あり，このうち2,038が法人化している。集落営農に参加している農家数は54万戸（１集落営農当たり40戸），農地集積面積は50万ha（同37ha）であり，集落営農は農地面積の１割程度を担っている。

構造改革特区や農地法改正により企業の農業参入が増加しており，09年において農地リース方式により農業に参入している法人は414（うち株式会社は234社）で05年に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

比べて４倍になっているが，その経営面積は合わせても1,280haであり，日本農業に占める割合は小さい。

(3) 当面する課題と展望

a 農業構造の展望と日本農業の将来像

日本農業の零細性を克服し生産性を向上させることは農業基本法以来の政策課題であり，これまでの政策によって畜産・酪農部門では規模拡大が進み，農業機械化によって農業の労働生産性は大きく向上した。

しかし，稲作等の土地利用型農業の経営規模は零細なままであり，TPPを巡る論議のなかで農業構造改革が大きな問題となり，政府は昨年11月に「食と農林漁業の再生推進本部」を立ちあげ，今年６月までに力強い農業を育てるための基本方針を示すとしている。

既に指摘したように，農家戸数は今後も減少が見込まれ，稲作農家戸数（現在160万戸程度）はいずれ100万戸を割ると考えられるが，たとえ稲作農家が60万戸になったとしても１戸当たりの平均稲作付面積は２ha程度に過ぎず，日本の稲作は100haを超す米国の稲作や低賃金のASEAN，中国の稲作と対等に競争することはできない。

野菜については，一部に規模拡大をしている農家もあるが，近年，ファーマーズマーケットの発達により逆に小規模な野菜農家が増加している。畜産・酪農はこれまで急速に経営規模を拡大してきたが，口蹄疫問題で現れたように一部の地域に過度に生産が集中することは問題を深刻化するリスクを含んでおり，自給飼料基盤を拡充し耕種農業との連携を強めるような政策体系を採用すべきであろう。

農家戸数が減少するなかで，これまで農業経営の法人化や株式会社の農業参入が政策的に進められてきたが，企業が参入している農業分野は日本農業のごく一部に限られており，また参入後撤退している企業もあり，企業の農業参入に過度な期待を寄せるべきではない。日本の農業・農村の実態からすれば，兼業農家など多様な担い手を含んだ組織的な農地集約化のほうが望ましい方向であり，地域の資源循環を重視した日本農業のあり方を模索すべきであろう。

b 戸別所得補償政策の評価と今後のあり方

EUは，ウルグアイラウンド交渉末期の92年にCAP改革（マクシャリー改革）を行い，それまでの介入買い入れによる価格支持政策を大きく転換して直接支払いを導入した。また米国も，ウルグアイラウンド終了後の96年に直接支払いを導入して不足払い制度を廃止した。こうしたEU，米国の農政改革から，世界の農政の流れは「価格支持」から「直接支払い」に移行しているとされ，日本でも農産物価格支持政策を縮小・廃止し，中山間地域に対する直接支払いを導入したが，農業者に対する本格的な直接支払いは導入してこなかった。しかし，民主党政権の成立により，2010年度より米戸別所得補償モデル事業が実施され，11年度からはこれを畑作物まで広げる予定である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

米戸別所得補償モデル対策の加入者は農家132万戸，法人６千，集落営農７千に達し，この政策は稲作農家から一定の評価を得ている。また，水田利活用自給力向上事業によって米粉，飼料米，飼料稲の生産量が増大している。

このように日本は農業者に対する直接支払いに一歩踏み出したが，先行しているEUでは，直接支払いを生産とのリンクを切り離した単一支払いに移行し（デカップリング），さらには直接支払い自体の見直しに着手しつつあり，米国は96年に廃止した不足払いを02年に名前を変えて復活しており，現在の世界の農政の状況は90年代とは大きく変化していることを理解する必要がある。

EUと米国は，直接支払いを導入したが価格支持制度そのものは廃止していないし，生産調整は廃止したもののバイオ燃料によって穀物・油糧種子の需給調整を行っている。価格支持制度や需給調整を伴わない直接支払いでは，価格下落によって財政負担が増大する可能性があり，十分な財源が確保されないと制度の安定的運用が困難になる。また，日本の戸別所得補償政策がWTO協定におけるAMSのなかでどう位置づけられるのかも今後の焦点となるであろう。

c　WTO・FTA交渉への対応

WTO農業交渉が開始されたのは2000年１月（ドーハラウンドは01年11月に開始）であり，交渉開始から既に10年が経過している。当初，交渉終結の目標を05年としており，一時は妥結も間近いという局面もあったが，先進国と途上国の対立が解けず，10年たった現在も決着のメドがたたない状況にある。

農業交渉が進んでいない最大の要因は，交渉に最も影響力のある米国が自国の農業を保護している一方で，他の国に市場開放を要求しているためである。EUはWTO交渉を見越して着々と改革を進めてきたが，米国はウルグアイラウンド合意に反するような農業政策を採用しており，こうした米国の動きに対して，WTOにおいて発言力を強めているブラジル，インド，中国が反発し，それに綿花等の農産物価格の低迷で悩むアフリカ諸国や中南米諸国が同調している。近年ではWTO交渉そのものが大きな話題にならなくなっているが，交渉自体は進行しており，WTO交渉の動向を注視していく必要がある。

WTO交渉が停滞するなかでFTA交渉が進んでおり，日本もシンガポールをはじめ既に11の国・地域とFTA（EPA）を締結した。EUは，周辺諸国やメキシコ，南ア等とFTAを締結するとともに，メルコスール，インド，カナダ等とFTA交渉を行っており，米国は，NAFTA以外に，豪州，チリ，ペルー等とFTAを締結し，現在はTPP協定の交渉を行っている(注3)。また，韓国は，韓国経済の生き残り・強化を目指して米国，EUとFTAを締結する路線を選択した（現在は未発効）。

こうしたFTAをめぐる状況のなかで，日

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

本はFTA交渉に遅れをとっているとして，菅首相は米国が進めようとしているTPP交渉への参加を表明した。しかし，TPP交渉に参加している国は，農業がほとんどない国（シンガポール，ブルネイ）や農産物輸出国（チリ，ニュージーランド，米国，豪州，ベトナム）であり，この枠組みに農産物輸入国である日本が加わることは難しく，日本で食料生産を維持するためにはTPP参加は望ましいことではない。

韓国には小麦，砂糖，でんぷん原料の生産がほとんどなく，韓国は米さえ守れればよいとして米国，EUとFTAに合意したが，日本は韓国とは異なり多様な農業を抱えており，日本が韓国と同じ内容でFTAを締結することはできない。

また，日本の農産物は品質が優れており，FTAによって農産物輸出を拡大できるとの主張が一部にあるが，日本の農産物輸出額は農産物輸入額の６％に過ぎず，しかも日本の農産物輸出の大部分が加工食品であり，その原料の多くは輸入農産物であるため，農産物輸出が日本農業の活路となることは多くを期待できない。

FTA，WTOは，国境措置を小さくすることにより経済を活性化することを目的にしているが，それを最も望んでいるのはグローバルな事業展開を行っている多国籍企業である。関税制度はそれぞれの政策目的を有しており，関税撤廃の影響を検討することなくバスに乗り遅れるなというムードのみでFTAを締結するのは危険である。

かつてのように米国とEUでWTOを仕切っていた時代は去り，WTO交渉において中国，インド等の途上国が発言力を強めており，また今後ロシアがWTOに加盟する見込みである。日本としては，こうした世界経済秩序の構造変化を見据え，米国との関係を見直し，アジア諸国，ロシアとの関係を再構築し，日本にとってどういう社会・経済のあり方が望ましいのかという長期的視点にたって貿易政策を構想すべきであろう。

（注３）ただし，他の国のFTA交渉がすべて順調に進んでいるわけではなく，例えば米国は韓国とのFTAに合意したものの議会の批准はなされておらず，タイとのFTA交渉は中断したままになっている。

２　水産業

（1）　水産業政策

ａ　新たな水産基本計画の策定

水産基本法は2001年に制定され，「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を政策理念においている。基本法の理念を実現するため水産基本計画が５年毎に見直されており，個別施策についての中期的指針となっている。

現在の水産基本計画は07年３月に閣議決定されたが，政権交代に伴い個別施策の多くが見直しの対象となった。

11年度には，民主党政権下で初めての水産基本計画の策定が進められる。水産政策の枠組みや施策の重点がかなり変わるとみられ，大きな転換期にある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

b　漁業所得補償の導入

民主党は農林水産政策大綱（08年）で，漁業所得補償制度の創設による漁業経営の安定化を提起し，09年のマニュフェストにおいて，漁業に対する所得補償制度の導入を明記した。11年度の農林水産予算では，公共事業を圧縮し，漁業所得補償の実施に向け抜本的な政策転換をめざしている。

漁業所得補償を「資源と漁場を維持・回復していく制度」と位置付け，計画的な資源管理に取り組む漁業者の収入安定をはかる仕組みの構築をめざしており，その手段としては漁業共済，積立ぷらすを活用した制度設計を基本においている。

c　包括的経済連携に関する基本方針

政府は10年11月に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定した。このなかで，特にTPP問題は，漁業者に強い不安を与えている。農林水産省は，TPPに日本が参加し国境措置を撤廃した場合，水産物13品目で4,200億円の生産が減少すると試算している。

政府は「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し，本年６月を目途に基本方針を決定し，抜本的な国内対策を検討するとしている。しかし，漁業への打撃は漁村地域全体の衰退を招くことになり，地域の実態を踏まえた慎重な検討が必要である。ＴＰＰの動向は今後も最大の焦点の一つといえる。

(2)　漁業生産

日本の漁業生産は，戦後，遠洋・沖合漁業の拡張期を経て，ピーク時には生産量で1,282万トン（84年），生産額で２兆9,800億円（82年）にまで達した。しかし，200カイリ経済水域への移行や水産資源の減少等によって，主に遠洋漁業（ピーク時対比80％減）と沖合漁業（同63％減）の生産が減少し，漁業生産量は559万トン（08年）にまで落ち込み，低迷が続いている。こうしたなかで沿岸漁業と海面養殖業の相対的なウェイトが高くなっている（第４図）。

第4図　海面漁業・養殖業の生産量の推移

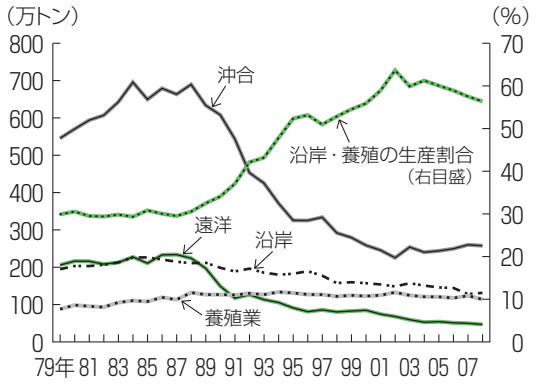

資料　農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」より作成

a　漁船漁業の動向

漁船漁業は総生産量の８割を占めているが，漁業生産は伸びておらず厳しい環境におかれている。漁業許可を取得できる漁船は年々減少し，資源状況に適応した生産構造への転換が進められている。

遠洋漁業は，公海漁業規制が年々強化されるなか，外国漁船との競合もあって減船を余儀なくされた。資源管理は一層強化される方向にある。

沖合漁業は，マイワシやマサバなど多獲性魚類の資源変動も大きく，資源の制約が

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

厳しさを増している。漁船の老朽化も進んでいるが，経営状況が厳しく代船建造がむずかしい状況にある。

沿岸漁業は，漁業者の減少が続いており，漁業を維持していくためには漁家の経営を安定させる対策が強く求められる。

b　内水面漁業の動向

内水面漁業・養殖業は，生活排水等による漁場環境の悪化や外来魚等による生態系の破壊で，漁業生産基盤そのものが脅かされている。特に水質悪化による疾病や漁業被害の増加など環境問題が深刻化している。河川や湖は地域において重要な役割を果たしており，環境浄化への取組みや資源増殖への取組みがこれまで以上に求められている。

c　養殖・栽培漁業の動向

海面養殖業は，生産量115万トン，生産額4,200億円（08年）で，生産量で２割，生産額で３割のウェイトを占める。経営的には，ホタテやカキ養殖，ノリ養殖などが比較的安定しているものの，タイやブリ類など魚類養殖の経営環境が厳しくなっており，養殖業経営の安定策が重要になっている。さらに漁場環境の保全が一層重視されており，持続的養殖生産確保法に基づき，漁協単位で漁場改善計画を進めており，こうした取組みの強化が求められる。

(3)　水産物需給

世界の人口は2010年に69億人に達し，2045年には90億人を突破すると推計されている。さらに，途上国の所得の向上等により水産物需要がますます高まり，供給が不足し乱獲が進むことが懸念される。日本の周辺海域は世界の３大漁場の一つであるが，水産資源は低位という魚種が多い。

a　水産物貿易の動向

水産物の輸入量は，300万トン前後で推移しており，冷凍での輸入が多い。水産物輸入額は１兆６千億円に達しており，漁業総生産額に匹敵する（第５図）。特にアジア地域からの輸入のウェイトが高くなっている（第６図）。途上国における輸出を目的とした漁業は，水産資源を急速に悪化させており，日本の水産物輸入国としての役割が重要性を増している。

第5図　水産物輸出入の推移

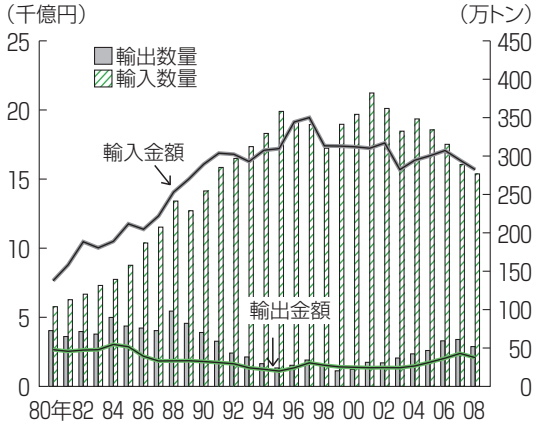

資料　農林水産省統計情報「ポケット農林水産統計」より作成

b　水産物自給率

水産資源の制約や漁業経営の悪化などを背景に国内生産が減少するなか，輸入圧力も依然強く，水産物自給率は食用魚介類で62％，魚介類全体で53％にとどまってい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第6図　水産物輸入におけるアジア6か国の構成比の推移

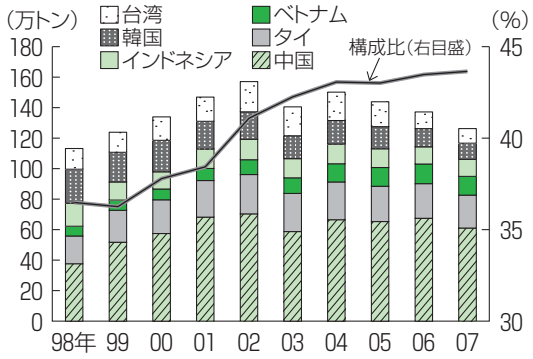

資料　水産社「水産年鑑」

第7図　食用魚介類自給率の推移

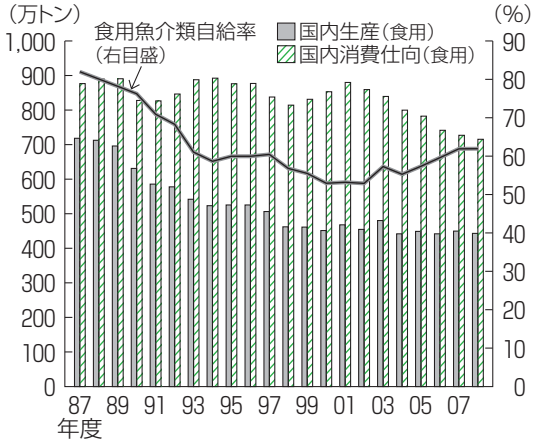

資料　農林水産省「水産物流通統計年報」水産物需給表

る。こうしたなか，食用水産物自給率の向上(注4)（第７図）が重要であるが，飼料に仕向けられる漁獲物が依然として多い。これは小型魚の漁獲とも関係している。資源管理を一層促進し，食用に向ける比率をさらに高める必要がある。

（注４）なお近年，食用水産物自給率が上昇しているのは，輸入量の減少と漁獲した小型魚の輸出が主因である。

(4)　漁業経営

a　魚価の低迷

魚価は，長期低落傾向にあったが近年若干持ち直している（第８図）。しかし，魚は商品として鮮度が重要であり，生産者である漁業者の取り分が少ないという傾向がある。特に，量販店主導の流通構造の定着により，漁業者手取りが一層低く抑えられるという状況にある。

第8図　中央卸売市場における生鮮水産物の取扱数量・平均価格の推移

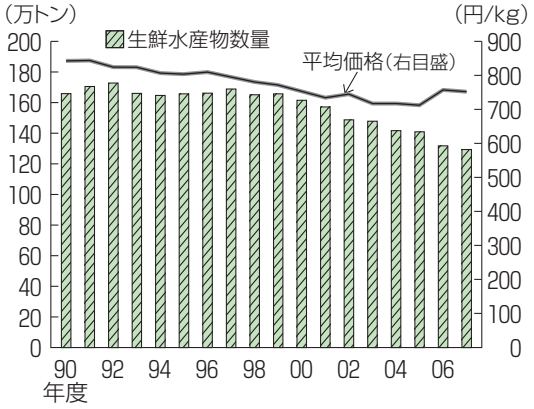

資料　農林水産省総合食料局「卸売市場データ集」

漁業者手取りは末端小売価格の20～30％という調査結果もあり，流通コストの高さが漁業者の経営を圧迫する一因となっている。こうした問題を解決するため，水産物供給の平準化策や鮮度保持技術の積極的開発が望まれる。

b　経営体収支の状況

主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は，09年平均で225万円である。沿岸の家族経営では，漁家の家族労働が漁業の継続を実質的に支えている。しかし，漁労所得で見積家族労賃をカバーする割合は80％を下回る状況になっており（第９図），漁業経営は相当厳しい状況におかれている。また，会社経営体では，恒常的に赤字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第9図　漁労所得と見積家族労賃カバー率の推移

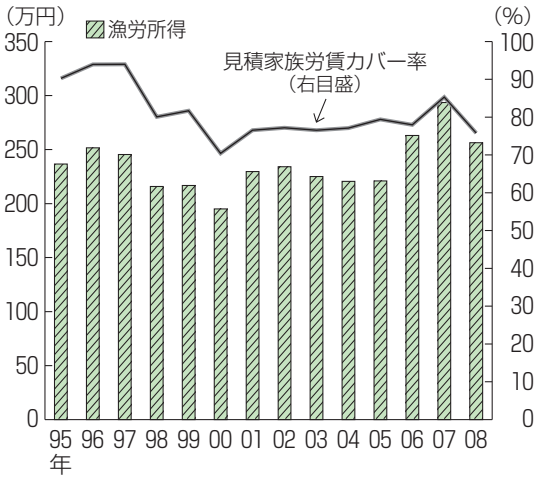

資料　農林水産省「漁家経済調査」「漁業経営調査」

体質となっている経営体も多い。

経営体収支は，魚価の低迷と漁業経費の負荷という構造のなかで厳しい経営を余儀なくされている。こうした状況から漁業経営体数はピーク時対比54％減の11万５千経営体（08年）にまで減少している。

c　就業者の動向

漁業就業者数は1953年の79万人をピークに漸減し，08年には22万人にまで減少した。また，漁業就業者の高齢化が進んでおり，60歳以上の割合は47％に達している（第10図）。一方で30歳未満の漁業就業者は年々少なくなっており，漁業の担い手確保が重要な課題になっている。

特に，漁村において中核的役割を果たしている沿岸漁業者の減少と高齢化が深刻であり，漁村地域の活性化をどうはかっていくかが問われている。

第10図　漁業就業者数の推移と高齢化率

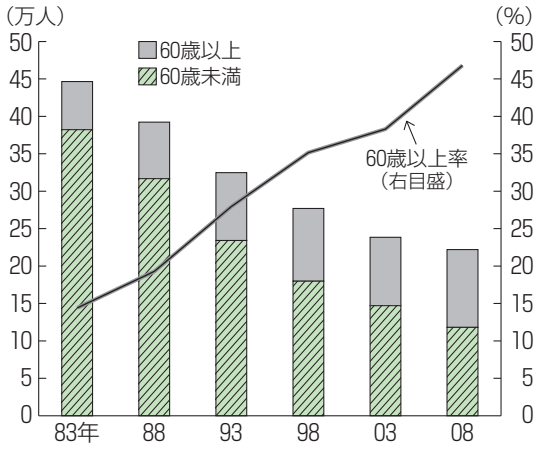

資料　農林水産省「漁業センサス」

(5)　今後の課題

a　漁村振興の課題

漁業集落は6,298（08年），漁港は2,914（10年）存在し，ほぼ全国の海岸線を網羅している。漁業集落の約４分の３は，過疎地域，半島地域，離島地域といった条件不利地域にある。スーパーなどの生活拠点や病院もないなど，ライフラインが脅かされる状況にあり，漁村が相当存在する。

また，漁村は住民の生活基盤や産業基盤も脆弱であり，社会基盤の整備も遅れている。地方分権化を一層進めるなど，住民が安心して暮らせるよう漁村の振興策について抜本的な対策が求められる。

b　水産資源回復の課題

周辺海域における水産資源の状況は，海洋環境の悪化や過剰漁獲の圧力もあって，全般的に低位水準にあり，漁業生産にも大きな影響をあたえている。資源回復のため漁獲圧力を削減する手法として，97年にTAC（漁獲可能量規制），01年にTAE（漁

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

獲努力量規制）が導入されている。

水産資源の回復に向けて，全国的な取組みとして，減船や休漁等を含む漁獲努力量の削減，栽培漁業等による水産資源の培養，藻場や干潟の造成等による漁場環境の保全等がおこなわれている。04年から資源回復計画の策定が開始され，10年末現在66の資源回復計画が策定され取り組まれている。

漁業の基盤である水産資源の状況が悪化しており，持続的漁業の確立に向けて資源の適切な管理が不可欠である。特に所得補償と資源管理をどう結びつけていくかがポイントとなる。

c　六次産業化の課題

水産加工業は９割近くが沿海の市町村に立地し，漁業と密接に連携して地域の雇用にも貢献してきた。しかし，水産加工業の空洞化をはじめとして地域の産業の衰退が進行している。

水産物の付加価値向上や新たな地域政策が重要な課題となるなか，特に，漁業や漁村の資源と二次，三次産業との連携を通じて地域における産業基盤をどう強化していくかが問われている。また，再資源化可能な水産廃棄物は100万トンに及ぶとみられ，貴重な水産物をいかに有効利用するかという視点で産業連携に取り組む必要性も高い。

d　海洋政策との関係

07年に海洋基本法が施行され，海洋政策の重要性に対する認識が高まっており，諸外国も海洋政策重視の方向にある。内閣官房に総合海洋政策本部も発足しており，海洋立国として海洋政策の戦略的展開が本格化するとみられる。

94年に国連海洋法条約が発効し，日本は96年に条約に批准した。しかし，領土問題も絡んで，周辺諸国との漁業をめぐる調整は外交問題に発展している。さらに，国際的な水産資源管理や海洋保護区の設定，海洋開発や補償ルールなど様々な分野で国際規範の形成が進むとみられる。

海洋政策は，水産分野への影響が大きく，今後の展開について注視していく必要がある。

3　林業

(1)　森林・林業政策

a　日本の森林・林業の概況

日本の森林は，40年生から50年生程度が中心林齢となる高林齢化が進んでおり，伐採・利用期にさしかかっている。一方，材価は1980年をピークに下がり続け，林業の収益性は極度に低下し，林家の林業離れが進み，伐採・搬出は進まず，間伐等の遅れから森林の荒廃が拡大している。

また，国際的な木材需給においては，経済発展著しい中国の木材輸入が急増しているほか，インド，インドネシア，マレーシア，サウジアラビア，トルコ，アラブ首長国連邦などの新興林産物輸入国の輸入が増大し，世界の木材輸入における日本の地位は低下している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

b　森林・林業再生プラン

こうしたなか，10年間で木材自給率（09年27.8％）を50％に引き上げるとする画期的な内容を含む林業政策である「森林・林業再生プラン」の最終とりまとめが昨年暮に農林水産大臣に報告された。本プランは，07年６月発表の民主党の森林・林業政策の事実上のマニフェストであった「森と里の再生プラン」をもとに，政府の政策として具体化を図ったものである。内容としては，「森林の有する多面的機能の持続的発揮」「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」の３つの基本理念の下，木材などの森林資源を最大限に活用し，雇用・環境にも貢献するよう，日本の社会構造を「コンクリート社会から木の社会へ転換する」としている。

また，今後，10年間を目途に，路網の整備，森林施業の集約化，必要な人材の育成を軸として，効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに，木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し，森林経営主体（森林組合等）を明確にすることにより森林経営計画を策定し，提案型集約化施業を実施することにより，低コスト林業に徹するとしている。

しかしながら，日本の急峻な地形，立ち遅れた路網整備，零細な所有形態という特殊性のなかでグローバル価格での木材生産はかなり困難な課題ともいえる。また，09年には新築住宅着工数が約45年ぶりに80万戸割れするという状況のなかで，木材需要も伸び悩んでいる。このような状況下，中長期的な林業政策の方向性と具体性が問われている。

c　TPP問題

昨年末，政府はTPPについて関係国との協議開始を閣議決定したが，農林水産省の影響調査によると，関税撤廃により林業では合板などが輸入品に押され，生産額が490億円減少するとしている。64年に我が国の林産物貿易の自由化がおこなわれて以来，関税率は順次引き下げられ，現在，丸太は０％，製材は０～4.8％，合板は６～10％であり，平均実行関税率（08年）は既に2.0％となっている。このように関税率は既にかなり低いものの，合板をはじめ他の品目でも少なからず影響を受ける見込みであり，TPP加入は10年間で自給率を50％に上昇させるとした森林・林業再生プランに矛盾している。

(2)　木材生産

木材生産は67年の5,274万㎥をピークに長期減少傾向が続いていたが，02年の1,509万㎥を底に増加傾向に転じ，07年1,765万㎥，08年1,771万㎥と増大した。しかし，09年は新設住宅着工数の不振により1,759万㎥と７年振りに減少した。これを木材自給率でみると，02年の18.2％を底に07年22.6％，08年24.0％，09年27.8％と上昇している。09年は木材需要の減少により輸入量が急減したため，生産量が減少したにもかかわらず，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第11図　国産材生産量の推移

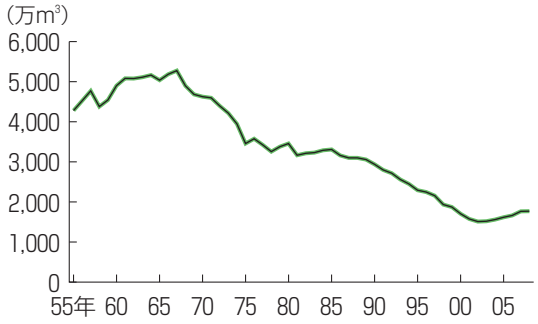

資料　林野庁「木材需給表」
（注）　薪炭材，しいたけ原木を除く。

自給率は逆に上昇する結果となっている。

近年の木材生産量の増大は住宅用材の国産材化によるものであるが，立木価格はスギでみると60年以前の価格というあまりにも低い水準にあり，国産材生産量が増えているといっても国産材供給が完全に拡大局面に入ったとは断定できない（第11図）。

(3)　木材需要・輸入

木材輸入量は，需要動向によって大きく変動しつつ，95年までは確実に増大してきたが，バブル崩壊後は住宅着工が96年の164万戸をピークに09年には79万戸にまで落ち込み，木材需要は大幅に減少した。そのため，に95年（住宅着工数147万戸）の輸入量は8,900万㎥であったが，その後は09年の4,600万㎥まで傾向的に大きく減少している（第12図）。

日本の木材輸入形態は，輸出国における丸太輸出規制や高付加価値製品の輸出振興等の政策を背景として，丸太から製品にシフトしている。その結果，08年には，丸太輸入量が（623万㎥）が製品輸入量（678万㎥）をついに下回った。また集成材や合板の輸

第12図　木材需給動向および木材自給率の推移

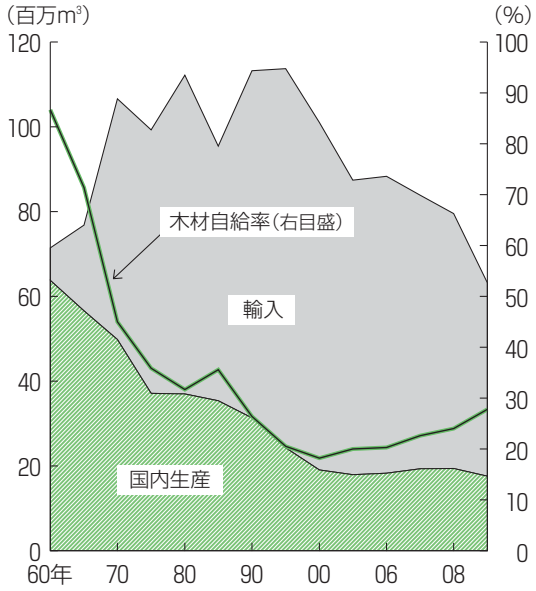

資料　林野庁「木材需給報告」「木材需給表」

第13図　木材輸入の動向(丸太・製材品)

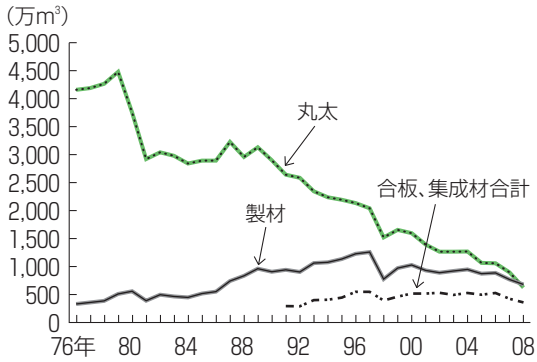

資料　財務省「貿易統計」

入量も増大している（第13図）。

丸太輸入は，南洋材産地国の資源減少，アメリカ等自然環境保護にともなう伐採規制，製品輸出への転換，丸太輸入国としての中国の台頭，ロシア丸太の高関税化等から，この10年大きく減少している。

08年において，製材の輸入先はカナダからが最大で264万㎥であり，次いで欧州から201万㎥を輸入している。合板はマレーシアから190万㎥，インドネシアから84万

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

㎥輸入しており，集成材の輸入先は欧州31万㎥，中国12万㎥である。

(4) 木材価格

木材価格は輸入外材価格の影響が極めて大きいことから，国内の住宅着工等の需要のいかんにかかわらず，1980年をピークに下げ続け，スギの丸太価格は09年に立方メートル当たり10,900円となり，60年以前の価格まで低下した（第14図）。

この価格は需給における価格であり，当然ながら森林の持続的再生産可能な価格ではなく，林業の収益性は極度に低下している。

現在の木材価格では，森林所有者の高齢化もあって林業経営は衰退せざるを得ない。しかし，木材の需要が，国産材，外材といった区別ではなく，強度等の性能と価格の相対的バランスによる以上，安価な国産材の大ロットでの供給が求められている。

再生産不能な価格での出材は日本の林業にとって好ましいものではなく，低価格での材の販売を可能とする低コストでの伐木・造材および跡地造林の技術体系が必要である。

第14図　丸太価格の推移

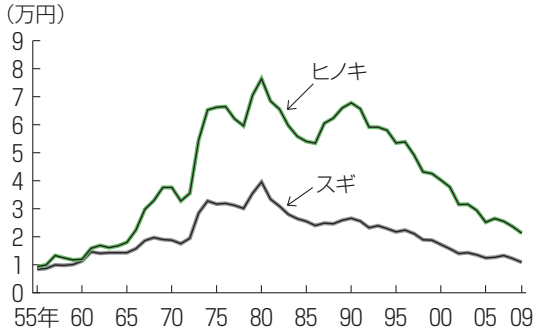

資料　農林水産省「木材価格」

(5) 林業労働力

林業生産活動の停滞等に伴い，長期的に林業就業者は減少傾向にあり，05年には４万７千人まで減少している。また，就業者のうち65歳以上の割合は26％であり（全産業平均は９％），林業労働者は高齢化が進行している。しかし，近年，自然回帰的な価値観の見直し等により若者の林業への就業が増加し，若干ではあるが林業就業者の高齢化と減少に歯止めがかかりつつある。

例えば，林野庁では03年度から若者等を中心とした新規林業就業者の確保・育成をめざして，「緑の雇用事業」を実施しており，当事業による新規就業者の平均年齢は，開始当初は43.4歳であったが，徐々に低下して08年度には35.2歳となっている。また，年代別にみても，06年度以降，20歳代の新規就業者が最も多くなっている。その結果，35歳未満の若年者層の割合をみると，全産業が減少傾向にあるのに対し，林業では90年以降増加傾向で推移し，05年には13％になっている（第３表、第15・16図）。

また，08年度において林業への新規就業

第3表　林業就業者数と高齢化の推移

（単位　万人，％）

	林業就業者数	65歳以上の比率	50歳以上の比率
1960年	44	4.4	23.7
65	26	4.4	24.9
70	21	5.9	21.0
75	18	6.5	36.3
80	17	6.7	47.0
85	14	8.0	59.5
90	11	10.5	67.9
95	9	18.9	69.0
2000	7	24.7	67.4
05	5	26.2	54.5

資料　総務庁「国勢調査」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第15図　農林水産業における若年者率の推移

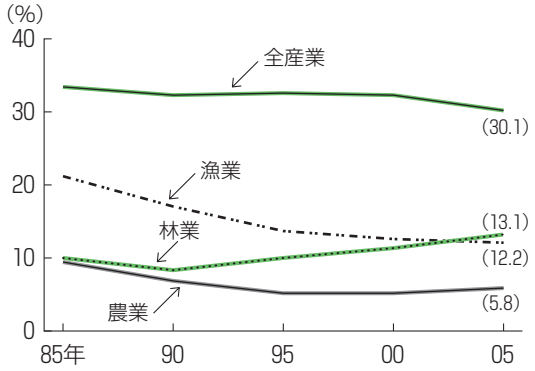

出典　林野庁『森林・林業白書』より作成
資料　総務省「国勢調査」
（注）　若年者率とは，就業者総数に占める35歳未満の割合。

第16図　林業就業者数及び高齢化率の推移

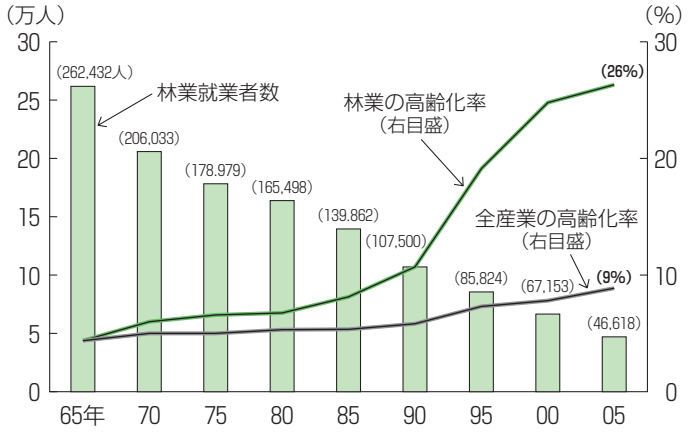

出典，資料とも第15図に同じ

第17図　林家の林業経営の動向

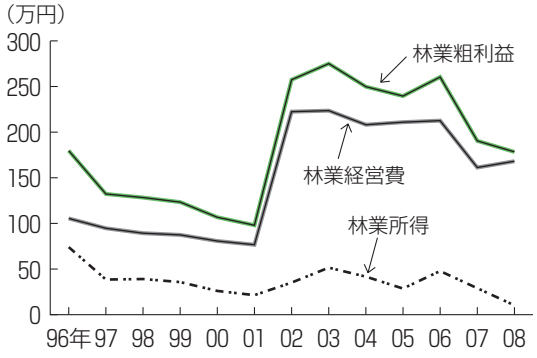

資料　農林水産省統計情報部「林家経済調査報告」
（注）　02年より対象を変更したため統計は連続していない。

者は3,353人で，前年度に比較して10％増加しており，07年度に続き２年連続の増加となっている。

(6)　林業経営

林業所得は減少が続いており，08年の林業所得は林家１戸当たり10万３千円（所有森林面積20ha以上層）に過ぎない。

なお，第17図において02年から林業所得が増大しているのは，統計対象の林家の定義を「単なる山林保有林家」から「現実に林業経営を実施している（施業を行っている）林家」と厳密にしたためであり１林家当たりの平均保有山林面積が47.6ha（01年）から88.4ha（06年）に増大している。

なお，定義を変更したのは，施業を実施しない「施業放棄林家」が増大したためである。

このように，「産業・生業」としての林業は存続の危機に瀕しており，環境保全も困難になっている。

(7)　今後の課題

「森林・林業再生プラン」は，まとまった広域の森林を統括するフォレスターのもとで，森林組合等が森林所有者から経営を委託された経営主体としてプランナーを擁し，まとまった団地での提案型集約化施業を実施する，という全体像を示しており，これにより森林・林業がシステマティックかつ効率的に営むことができるとしている。

しかし，そこには決定的に欠けている論点がある。それは山元手取り価格にかかる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

政策である。国産材の生産量を増大させ自給率を上げて行くにしても，川上に持続的生産可能な利益が残っていくことが必要であり，そうでなければ林業経営の継続は不可能である。

川上が木材を低コストで無理なく供給でき，なおかつ適正な利益を確保できる構造を実現しなければならない。そのためには，補助金等の政策，木材流通システム，林業作業システム，林業技術のすべての政策を結集してこの難題を克服していく必要があろう。

今年は，国連が定めた国際森林年であり，日本においても様々な取組みが計画されている。国際森林年は，世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する認識を高めることを目的としており，日本としてもその趣旨にふさわしい具体的行動が期待されている。

＜1＞　（しみず てつろう）
＜2＞　（こうのす ただし）
＜3＞（あきやま たかおみ）

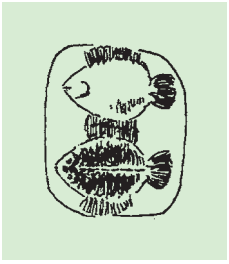

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

発刊のお知らせ

欧州の協同組合銀行

農林中金総合研究所　企画
斉藤由理子・重頭ユカリ　著

A5判260頁　定価3,780円（税込）（株）日本経済評論社

本書は，世界の経済・金融が揺れ動くなかで，協同組織金融機関の果たすべき役割は何かという視点から，欧州各国の協同組合銀行の制度，ガバナンス，CSR，事業戦略など多様な取り組みを紹介・分析している。

環境変化に対応して変えていくべきものと，時代の変転のなかにあっても守り抜いていくべきものを見極める視座を見出す一助となれば幸いである。

主　要　目　次

第１章　欧州の協同組合銀行グループの概要
第２章　金融危機と協同組合銀行に関する文献レビュー
第３章　各国の協同組合銀行の概要
第４章　イタリアの信用協同組合銀行における組合員制度
第５章　独仏協同組合の組合員制度
第６章　多様な組合員の意思決定への参加
第７章　協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性
第８章　ドイツの協同組合銀行のグループ格付取得
第９章　独仏の協同組合銀行のコーポレートガバナンス
第10章　DZ BANKとCASAの株式会社化
第11章　欧州の協同組合銀行グループの事業戦略
第12章　協同組合銀行におけるCSRへの取り組み
第13章　フランスの協同組合銀行のCSR
第14章　欧州協同組合銀行協会とユニコバンキング
終章　日本の協同組織金融機関への示唆

購入申込先……（株）日本経済評論社　　TEL 03-3230-1661（営業部）
問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

談話室

地域活性化とJA

英国エコノミスト誌が昨年11月20日号で，「未知の領域へ」と題し，日本特集を組んだ。それは，世界最速のペースで超高齢化が進むとともに，1.4を割り込む出生率のもと急激な人口減少にも直面する最初の有力国という観点からであった。日本が超高齢化の進行と急速な人口減少に，どのように立ち向かうかは，世界が注目する課題となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(06年12月・中位推計)によって，超高齢化と人口減少についての日本の将来を見ると，65歳以上人口の比率は，2010年の23.1%から25年には３割を超え30.5%になるとされる。また，新たに誕生する出生者と死亡者の差である人口の「自然減少数」は，2020年代後半には80万人台に乗り，それ以後も増加をたどるとされている。

これらの動きを市町村レベルで見ると，上記の問題の面的な広がりがより実感を持って感じられる。近年65歳以上の人口が５割以上を占める「維持困難集落(限界集落)」が問題視されているが，現在も全国的な広がりをもって増加している。人口推計では2025年までの間に，人口減少率が２割を超すと予想される町村は全体の約55%，市でも同約17%に達するとされている。問題の所在が一部の地域・局所的なものでないことが理解されよう。

農業に絞って見ると，これらの問題の先を行っている姿が浮かび上がる。2010年農業センサスによれば，農業就業者の平均年齢は65.8歳となった。また，75歳以上の農業就業者も約31%を占め，このままでは農業生産力の長期持続が厳しい状況であることを示している。

高齢化と過疎化が進む地方・地域の活力とそこで人々が暮らしを営む基盤を維持していくことは日本全体の大きな課題であることはいうまでもない。

工場等を誘致し雇用機会を増やすことは今後も重要であるが，グローバル競争の激化は，企業に拠点再編をかつてないスピードと世界規模で行わせる圧力

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

をもたらした。グローバル企業の大きな工場が地域の中にあれば，それで地域は安泰というものではなくなっている。今日，地域の発展モデルには再考が迫られているのではないだろうか。

目指すべき地域経済のあり方は，これまで以上に地域資源に根付いた形で行うことが大切であると思われる。その場合，農林水産業をベースにした地域資源をさらに有効活用していくことは地域の経済力を底上げし，それを持続的なものにするうえで大きな力を持つはずだ。

JAは，地域において総合事業を展開しヒト，モノ，カネという多様・多面的な経営資源を持つ組織である。また，県域と全国，川上から川下にわたる組織のネットワークがある。地域の中で，行政機関や商工業・観光業等の産業界，教育・研究機関などと連携し，地域に訴え，地域をまとめ，地域の内外とを繋ぐことにより，地域の維持と活性化を推し進める，この担い手がJAであり　一層の役割発揮が期待されていると強く感じる。

全国において，JAが関係してきた地域活性化の試みは決して少なくない。条件の厳しい山村であっても，リーダーが農林水産業を起点とする産業と人材を育て，さらなる人材と知恵，情報を地域外からも呼び込む好循環が生み出されている地域もある。「農林漁業者による新事業創出法（六次産業化法）」は，この流れを後押しするものであり，活用が求められる。

一方，生活面ではJAは1970年代から高齢者福祉活動，ホームヘルパーの育成に取り組み養成者数は延べ10万人を超える。全国に180（10年10月現在）あるJA厚生連の運営する病院・診療所は人口の少ない地域に手厚く立地し地域医療を支える，その存在感は高い。また買い物難民といわれる人々へのサポートや金融サービスの提供等JAは地域の生活インフラをしっかりと支えている。

JA・系統組織がネットワークを活かして地域活性化のノウハウを集積し，ニーズ・問題解決への知恵や情報を継続的・多角的に発信し相互活用することで，地域活性化への貢献がさらに大きなものとなることを期待したい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　佐藤純二・さとうじゅんじ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

農協信用事業の回顧と展望

主席研究員　小野澤康晴
研究員　小田　志保
主事研究員　若林　剛志

〔要　　旨〕

1　わが国景気は，2009年３月をボトムに緩やかな持ち直しのトレンドをたどってきたが，人口増加が続いている三大都市圏と，人口減少が加速しているそれ以外の地域との経済活動の差が拡大しているとみられ，その影響が，農協貯金の動きなどに顕在化してきている。

2　家計の金融資産増加額（市場価格の変化を含まない）は，緩やかな拡大傾向にあり，年換算すれば10兆円前後の増加ペースとなっている。基本的には安全資産志向が強いといえるが，低金利環境もあり，投信等のリスク資産への資金流入が既に増加した。また預貯金のなかでも，待機性資金とみられる流動性預貯金の増加額が次第に拡大している。

3　農協の貯金増加率（公金貯金，金融機関貯金除く）は10年９月末までは家計預貯金全体の増加率を下回る状況で推移しており，他業態比でも，国内銀行，信金の個人預貯金増加率を下回っているが，地域によって様相が異なる。三大都市圏においては，リーマンショック後の貯金増加率鈍化から脱して増加率が高まり，既に国内銀行の個人預金増加率を上回っている県域が多いが，三大都市圏以外では増加率の低迷が続いている。また正組合員数の減少率拡大のなか，三大都市圏以外の県域の間で，准組合員増加率といった地域での信用事業利用者基盤拡大の差が，貯金増加率の差と関連する度合いが高まっている。正組合員の相続は今後増加する方向にあろうから，次世代対策とともに，地域での利用者基盤拡大が喫緊の課題といえる。

4　農協貸出金の前年比増加率は，10年９月末に△0.2%となった。増加率がゼロを下回ったのは，これまで増加を支えてきた自己居住用住宅資金と県市町村・公社公団貸付の増加率が低下したことが大きい。増加率低下の背景として，自己居住用住宅資金については，09年度から続く住宅着工件数の少なさや住宅金融支援機構が取扱うフラット35の急激な伸びがあり，県市町村・公社公団貸付については，補償金免除繰上償還額が09年度に比べ減少する見込みとなっていること等があると考えられる。

5　11年度の農協貸出金の展望は，とりまく環境の厳しさも手伝って，決して明るいものとはいえない。住宅ローンの増加率は農協貸出金の動向を大きく左右するが，住宅着工の増加率も低く，フラット35（フラット35Ｓ含む）のシェア拡大もあり，大きな増加は期待できない。地公体は資金需要が一定程度見込まれるが，貸付に際しては，農協ごとのスタンスの相違も大きくなるとみられる。今後，貸出金を伸ばすことを考えるならば，貸出金の柱となっている住宅ローンとは別の新たな分野を模索することも必要になってくるのではないだろうか。農業の六次産業化といった，地域での付加価値増加が求められており，信用事業サイドとしての対応力強化も重要であろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　家計を取り巻く経済環境
2　家計の金融資産増加額と業態別の預貯金動向
（1）　家計金融資産の動き
（2）　個人預貯金の業態別動向
3　農協貯金の動向と展望
（1）　利用者別動向
（2）　種類別動向
（3）　農協貯金の地域別動向
（4）　農協貯金の展望
4　農協貸出を取り巻く外部環境
（1）　住宅着工と住宅ローン関連の動き
（2）　消費者信用をめぐる動き
（3）　家計負債の現状と展望
（4）　地方公共団体と地方債の動向
5　農協貸出金の動向と展望
（1）　農協貸出金の推移と今後の展望
（2）　求められる農協の貸出体制の質的進化
おわりに

はじめに

本稿の課題は，農協信用事業の動向を回顧し今後の展望を試みることにある。今回は2009年度の後半から10年度にかけての，農協貯金・貸出金の動きとその背景等を整理することが中心になるが，足元でみられる農協信用事業の特徴として，あらかじめ以下の２点を指摘しておきたい。

まず第一に，人口減少や高齢化といった構造変化の，地域経済に及ぼす負の影響が次第に大きくなっており，それが農協信用事業にも及んできているとみられることである。それは例えば，人口増加が続いている三大都市圏と，人口減少が加速しつつあるそれ以外の県域との間での貯金増加率の差という事態をもたらしていると考える。

第二は，戦後の農協を支えてきたとされる昭和一けた世代の高齢化のなかで正組合員の減少率が高まっており，次世代対策はそれなりに講じてきたとはいえ，正組合員相続等による貯金流出の影響も強まっているとみられ，正組合員以外の地域住民における，農協利用の定着度の差違が，信用事業に影響を及ぼしつつあると考えられることである。

以下では，家計の所得・消費の動向，農家家計の現状，家計負債の動向等，農協信用事業を取り巻く環境を整理したうえで，農協貯金・貸出金の推移を跡付ける。

1　家計を取り巻く経済環境

農協信用事業は個人リテール金融という面が大きいから，まず，10年度前半までのわが国家計の動向を取りまとめる。

わが国の景気は，09年３月をボトムに緩やかな持ち直しのトレンドをたどってきた。ただし，持ち直しのスピードが緩やかであることに加え，物価下落の持続もあり，景気の回復感は乏しい状況が続いてい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る。物価下落によって実質ベースの雇用者報酬（季節調整済）は09年７～９月期以降前期比増加となっているものの，名目雇用者報酬（季節調整済）が前期比増加に転じたのは10年１～３月期以降であり，10年７～９月期にはそれが再び前期比△0.1％と減少に転ずるなど，安定的な回復とは言い難い。

ただ，そのなかで10年度については，経済政策による家計所得の下支えが，名目可処分所得の増加につながった面がある。子ども手当は10年度の総額が２兆円程度とされており，国民所得統計ベースの家計可処分所得292兆円（08年度）の0.7％程度に相当している。

一方で家計消費に関しても，政策の後押しもあり，10年７～９月期までは比較的高い増加率となっている。09年４月に発表された経済危機対策で，環境対応車やグリーン家電の購入促進策が盛り込まれ，09年度から11年度まで環境対応車の重量税と取得税が免除または軽減された。また，09年６月から10年９月までの申請者に対し，エコカーへの買い替え補助金が交付され，省エネ家電製品についてもエコポイントが付与されるなどの政策が，耐久財消費の拡大をもたらしてきた。

以上のようにマクロ的には，政策による所得・消費の下支えが景気の持ち直しに一定の効果を持ったとみられるが，そのなかで，経済活動水準の地域差は更に拡大しているとみられる。

例えば，税務統計である個人の「課税対象所得額」によれば，三大都市圏以外では大半の県域で，景気拡大局面であった02～07年の間も個人所得が減少し，景気が後退局面入りした08年以降はその減少率が高まっているが，三大都市圏では，特に首都圏を中心に，景気後退局面でも個人所得が増加（ただし人口増加を考慮すると１人当たり所得は低下）し，三大都市圏以外との差が明確になっている（第１図）。人口移動も首都圏を中心に都市部への移動が強まっており，人口の増減が，特にサービス産業などではその業況を左右することもあり，三大都市圏とそれ以外との経済活動水準の差は，今後も広がることが懸念される。そしてそのことは，後述するように，農協信用

第１図　都道府県別個人所得額増加率と人口増加率

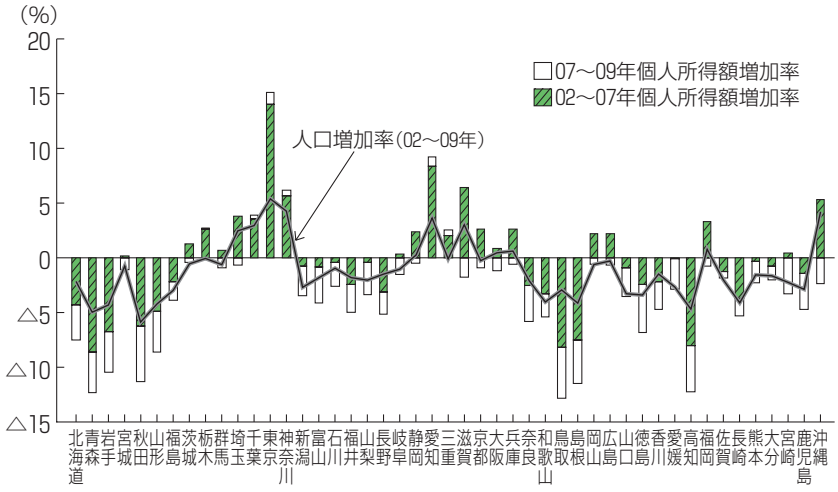

資料　個人所得は総務省「市町村税課税状況等の調」に基づく課税対象所得額，人口は総務省「住民基本台帳入口」
(注) 1　02～07年はほぼ景気拡大局面に相当し，07～09年はほぼ景気後退局面に相当する。
　　2　所得額増加率は，07年と02年の増加率及び09年と07年の増加率を積み上げたもの。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

事業にも影響を及ぼしてきているとみられる。

次に農業経営の状況を概観すれば，農産物生産者価格指数は，消費不況などから09年中は90前後まで低下した（第２図）。その一方で農業生産資材価格指数は，肥料及び飼料が高値となり，110前後と高い水準を維持しており，農業経営の交易条件は悪化を続けていている。

足元でも特に米価格の下落が農家の収支を圧迫している。消費量減少や過剰作付けによる需給の緩みもあり10年度の新米の９月の平均卸売価格は前年比で60kgあたり2,129円安く過去最安値となっている。猛暑の影響もあって一等米比率が大幅に低下したことも，米販売代金の減少につながり，稲作地帯を中心に農協信用事業にも，貯金面から影響を及ぼしているとみられる。

また，概要が明らかになった「2010年世界農林業センサス」によれば，農産物販売金額50万円以上の「販売農家」の戸数は05年の196万戸から10年には163万戸へ約33万戸減少している。農産物販売金額15万円以上の「農家」戸数も05年の285万戸が10年には253万戸となり，「農家」戸数の減少率は，00年～05年の△8.7％から05年～10年には△11.2％へと拡大した。その一方で農地を所有しながらも農産物販売金額が15万円に満たない，（統計上の名称で）「土地持ち非農家」の戸数は05年の120万戸から10年には137万戸へと増加し，増加率も00年～05年の9.5％から14.4％に拡大している。

このような「農家」戸数の減少率拡大，「土地持ち非農家」の増加率拡大の背景には，農家人口のうち他の年齢階層よりウェイトの高い昭和一けた世代の農業者が，10年にはすべて75歳以上層に移行し，離農や経営縮小を選ぶケースが増えたことも影響しているとみられる。(注1)

第2図　農業の交易条件の推移

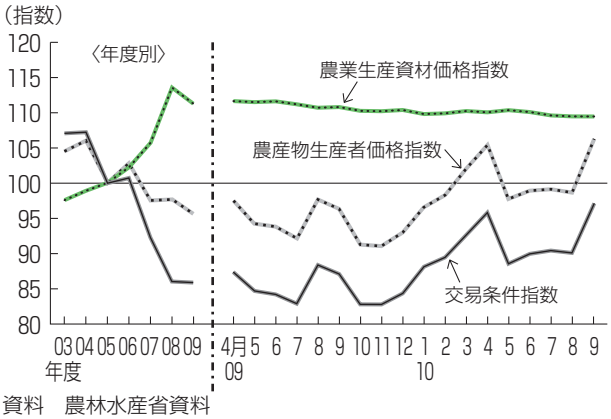

資料　農林水産省資料

（注１）詳細は，内田多喜生「2010年センサスにみる日本の農業構造」『農中総研　情報と情報』2011年１月号参照）。

2　家計の金融資産増加額と業態別の預貯金動向

(1)　家計金融資産の動き

以下では，農協貯金の動きを跡付けるための前提として，家計全体の金融資産増加額と預貯金増加額の推移を振り返り，他業態の個人預貯金との比較で農協貯金全体の動向を整理したい。

10年４～６月期までの家計の金融資産増加額（市場価格の変化を含まない）は，緩やかな拡大傾向にあり，年換算すれば10兆円前後の増加ペースとなっている（第３図）。

家計の金融資産選択については，引き続

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

き安全資産志向が維持され，09年度内は定期性預貯金への資金流入が目立った。しかし預貯金金利低下もあり，10年度入りしてからは，待機性とみられる流動性預貯金の積みあがりや，資産の一部を投信等リスク資産に振り向ける動きなども生じている。

(2) 個人預貯金の業態別動向

09年度以降の個人預貯金増加率を業態別に比較すると，他業態では，ゆうちょ銀行以外で増加率が足元で鈍化している（第４図）。

ゆうちょ銀行では，民営化以前は前年比△６％（10兆円）程度の貯金残高の減少が続いていたが，民営化以降は減少幅が縮小し，10年４月に始めた「定額貯金ありがとうキャンペーン」では３年以上の定額貯金に対する金利上乗せを行うなど貯金増強に向けた取組みがみられた。ゆうちょ銀行からの資金の流出が急速に縮小したことは，各業態における個人預貯金増加率にも影響を与えているとみられる。

第3図　家計金融資産の増加額と種類別内訳

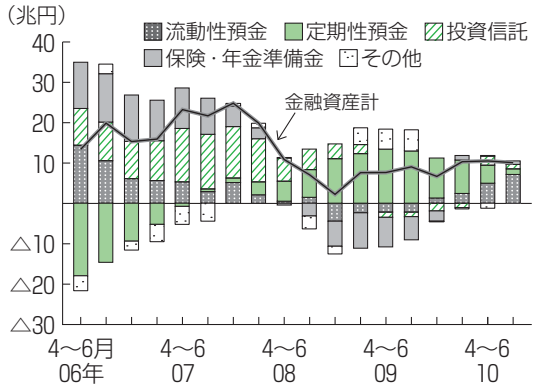

資料　日銀「資金循環統計」
（注）　株価の変動等の市場価格の変化を含まない。後方4四半期の合計値。

第4図　家計預貯金残高増加率と業態別の個人預貯金増加率

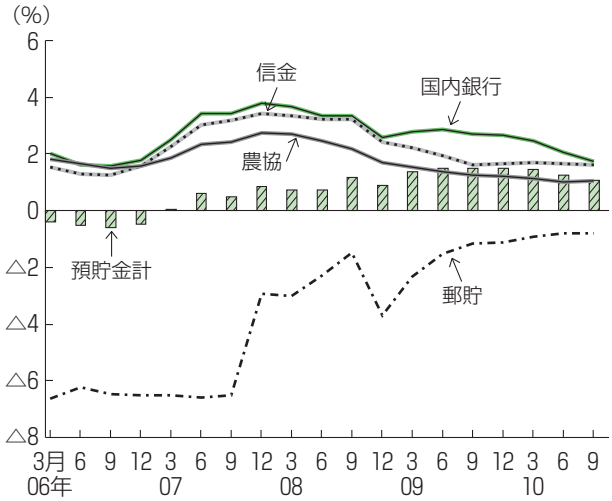

資料　預貯金計：日銀「資金循環統計」，国内銀行，信金：日銀統計，郵貯：ディスクロ誌，農協：残高試算表
（注）　郵貯の2007年9月末残高と12月末残高との間には民営化に伴う不連続がある。

ゆうちょ銀行の貯金について定期性と流動性に分ければ，定期性預金増加率（前年比）は，09年６月末の0.9％から９月末は1.6％へと拡大し，その後もプラスの水準で推移していたが，10年６月末には△0.4％と再びマイナスに転じ，９月末も△1.5％のマイナスとなっている。一方で通常貯金を中心とする流動性預金が増加に転じており，キャンペーンによる金利上乗せがあっても，足元の金利水準の低さから待機性の資金が増えるという動きとなっている。

農協個人貯金の増加率を他業態対比で全体としてみれば，国内銀行，信用金庫の個人預貯金増加率よりも低い状態が続いている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

3　農協貯金の動向と展望

(1)　利用者別動向

農協貯金の前年比増加率は，09年７月の1.8％から鈍化傾向をたどり，10年５月の1.3％を底に持ち直しに転じている（第５図）。

利用者別には，09年度以降公金貯金の寄与度が拡大し，0.5％前後の寄与度となっている（同図）。農協の個人貯金の増加率が鈍いなか，公金貯金が農協貯金全体の増加を下支えする状況が続いている。

ただ公金貯金の増加は農協にのみ限られた事態ではない。農協，国内銀行，信用金庫における公金預貯金の前年比増加額をみると（第６図），信用金庫においても公金貯金が継続的に増加しており，国内銀行でも一時的に大きく増加している。

国内銀行公金預金の09年４～５月，10年５月にみられる一時的かつ大幅な増加については，定額給付金や子ども手当に充てる資金が支給までの間に各自治体の指定金融機関の口座に振り込まれている面が大きいとみられる。

農協や信用金庫の公金貯金の安定的な増加の背景には，地方自治体の資金運用の中心である積立金の増加が背景にあろう。09～10年度の積立金の実績はまだ公表されていないが，例えば，地方債の増加（後述）に伴う，減債基金の増加等の事態が考えられよう。農協の公金貯金増加については，地方自治体側の要因も影響を及ぼしていると考えられるが，いずれにせよ公金貯金の獲得は入札による競争であり，コスト面からの配慮も重要といえよう。

第6図　主な業態の公金預貯金の前年比増加額

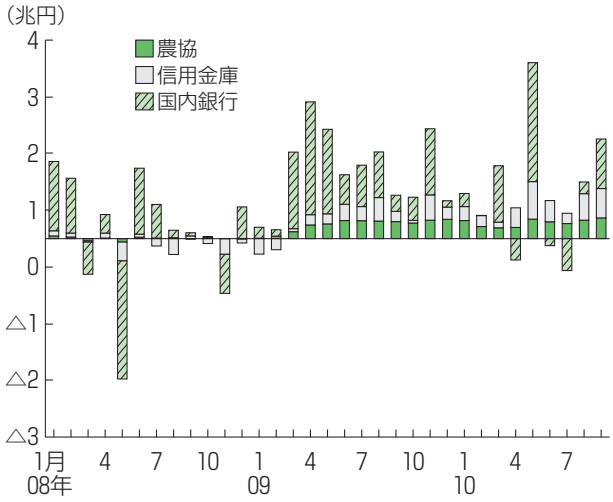

資料　日銀「預金者別預金」，農協残高試算表
（注）　月末残高の前年比増加額。

第5図　農協貯金の増加率と利用者別寄与度

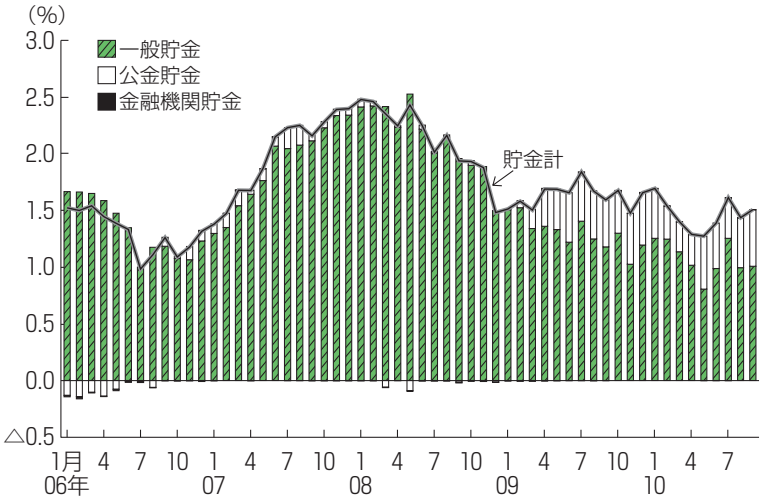

資料　農協残高試算表
（注）　一般貯金＝貯金計－公金貯金－金融機関貯金。ただし金融機関貯金の寄与度はごく小さいために表示されない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(2) 種類別動向

次に，貯金増加率を種類別に分ければ，低金利を背景に，足元で流動性貯金の寄与度が拡大している（第７図）。日銀の金融緩和姿勢は当面続くとみられるから，この傾向は今後も続くと考えられる。

(3) 農協貯金の地域別動向

農協の個人貯金増加率は，前述のように，家計預貯金全体の増加率に比べても低い状態が続いており，また国内銀行，信用金庫に比べても全体としては増加率の水準が低い。

ただし地域別には相当様相が異なる。冒頭述べたように，人口減少や高齢化といった構造的変化が地域経済に及ぼす影響が次第に大きくなっており，それが農協貯金増加率の地域差となって現れているとみられるからである。

なかでも比較的明瞭なのが三大都市圏とそれ以外の県域での貯金増加率の差の定着である（第８図）。

日本全体の人口が減少に転ずるなかでも，三大都市圏は依然として人口増加を続けており，そのことが，サービス産業である金融業，特に個人リテールを中心とする農協信用事業にとって持つ意味は大きい。農協の個人貯金についても，1990年代後半から三大都市圏とそれ以外との貯金量の増加トレンドに差が生じ，それが定着している。リーマンショック後は，大都市圏でも景気が大幅に悪化したことで，貯金増加率が接近したが，10年度に入ってからは再び増加率の差が明瞭になっている。三大都市圏においては，多くの県域で農協貯金の増加率は既に国内銀行の個人預金増加率を上回る状況となっている。

そして農協貯金の地域別の動向については，三大都市圏以外の地域のなかでも，県域ごとに増加率の差が次第に顕在化している点が近年の特徴である。この背景と考えられるのが，冒頭述べた昭和一けた世代の高齢化による正組合員の減少率の高まりとそれへの対応の差である。

昭和一けた世代は農家人口の年齢階層別

第7図　農協貯金の増加率と種類別寄与度

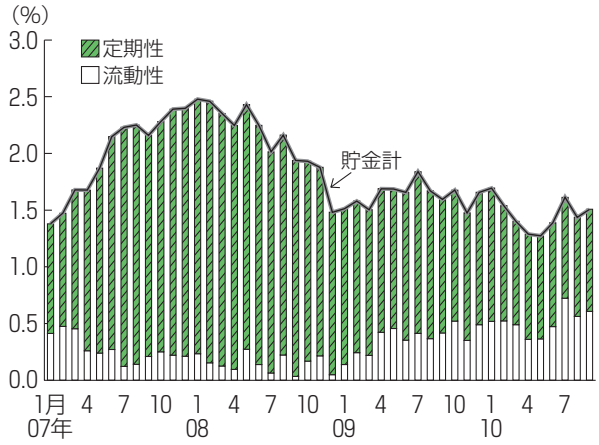

資料　農協残高試算表

第8図　農協一般貯金の増加率（三大都市圏とそれ以外）

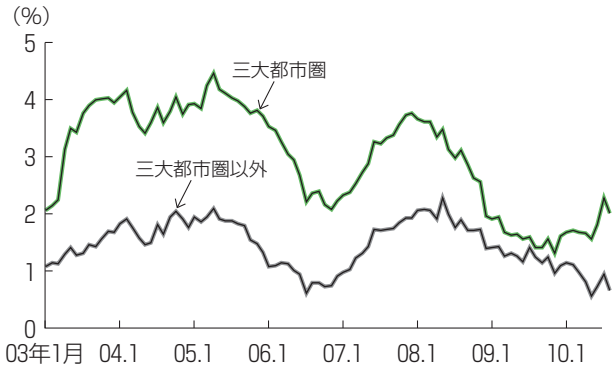

資料　農協残高試算表
（注）1　一般貯金は貯金計−公金貯金−金融機関貯金
2　三大都市圏は、東京都，埼玉県，神奈川県，愛知県，大阪府の5都府県の合計

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

構成のなかでも，他の世代に比べて人数が多く，「農協の組織活動や事業活動を支えてきた世代」[注2]とされる。前述のように，昭和一けた世代がすべて75歳以上層に移行し，離農や経営縮小を選ぶケースが増えたことが，「農家」戸数の減少率拡大に影響しているが，それは，農協貯金の県別の動向にも影響を与えつつあるのではないかと考えられる。農協でも，従来から次世代対策や地域での利用の拡大に取り組んできたが，その進捗は県によっても異なる。正組合員相続等による貯金流出の影響が全般的に強まりつつあるとみられるなか，地域住民のなかで安定的な利用者を増やせているかどうかが，農協貯金の動向を左右する度合いが高まっていると考えられる。

そのことを示唆するとみられるのが，県域別（三大都市圏除く）の，准組合員増加率と貯金増加率との間の相関の強まりである（第９図）。

准組合員の増加率と貯金増加率との相関は，2000年代前半には明瞭なものではなかったが，次第にその相関が強まっている。近年では，准組合員の増加率の高い県域では貯金増加率も比較的堅調で，そうでない県域では貯金増加率の低迷している県域も多い，という傾向がみられる。

高齢化した正組合員の離農や死亡などが今後増加することは避けられず，その次世代との関係強化の重要性は言うまでもないが，正組合員の次世代が管内に居住していないような地域も多いとみられる。そういった地域では，地域住民のなかに，農協の安定的な利用者を拡大していくことが不可欠であり，准組合員増加率はその成果を示す一つの指標といえよう。

第9図　准組合員増加率と農協貯金増加率の相関係数の推移（それぞれの期間別）

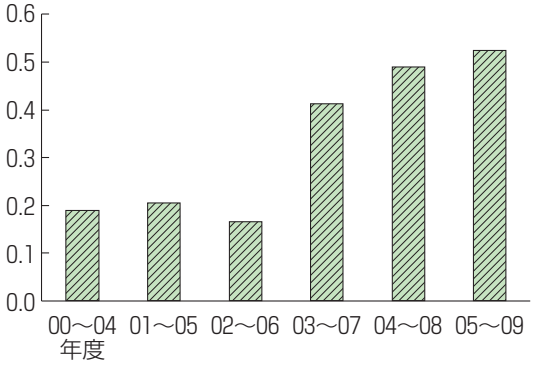

資料　准組合員数増加率は農林水産省「総合農協統計表」，農協貯金は農協残高試算表
（注）1　農協貯金は公金貯金と金融機関貯金を除く一般貯金。
2　当該期間における県別の准組合員数増加率と一般貯金増加率の間の相関係数。三大都市圏である東京都，埼玉県，神奈川県，愛知県，大阪府を除く42道府県の実績に基づく。05～09年度の増加率の相関係数については，准組合員増加率のみ04～08年度の増加率を利用。

もちろん，相関関係は因果関係を示すものではないから，単に准組合員数を増やせば，貯金の増加率が高まるというわけではない。地域住民に信用事業の利用が拡大するように機能強化をするとともに，農協が行っている様々な事業や組織活動を，地域住民にどれだけアピールし，理解者・賛同者を拡大してきたか，あるいはそのようなことが可能な事業・組織活動なのかも，問われていると考えられる。

（注２）内田多喜生「農家構造の変化と農協組織――迫られる次世代対応」『農林金融』2008年11月号

（4）　農協貯金の展望

11年の農協貯金の展望としては，まず国内景気の方向性が影響を及ぼす。当面景気

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

の足踏み状態が続くという予測のなかでは，景気の面は貯金増加率の拡大要因にはなりにくい。米価下落も，稲作地帯では当面，貯金増加率の引き下げ要因となろう。家計の負担増になる税制改正の影響も懸念される。

中長期的にみれば，組合員の死亡による相続の増加が見込まれ，次世代との関係強化の進捗如何が貯金増加率に与える影響が今後強まることになろう。地方における人口減少は今後もその速度を上げる方向にあるから，その面は構造的に農協貯金増加率の引き下げ要因となる。人口減少のなかで貯金増加率を高めるためには，地域でのシェア拡大が不可欠であるが，そのためにも，農協事業の安定的利用層である准組合員拡大の重要度は更に高まることになる。

他業態との関係では，ゆうちょ銀行の定額貯金の満期金が（10年前の預入額から類推すると）11年度までは増加する局面にあり，対応次第では貯金増加の要因になろうが，農協にとっては，中長期的な利用者基盤拡大なしには，安定的な貯金の増加を維持することが次第に難しくなってくると考えられる。

4　農協貸出を取り巻く外部環境

以下では，農協貸出の主力となっている個人向け貸出及び地公体貸付について，足元の外部環境及び2011年度の展望について整理する。

(1)　住宅着工と住宅ローン関連の動き

わが国の住宅着工戸数は，リーマンショック後の景気後退で大幅に減少した後，10年度以降は緩やかに持ち直しの傾向にある。住宅関連投資が伸び悩むなか，10年度は住宅取得を促す様々な制度が拡充された。

例えば，新築住宅の取得に対する一般住宅の住宅ローン減税は，条件にもよるが，所得税控除の対象となる借入限度額が5,000万円まで拡大し，10年間で最大500万円（長期優良住宅は600万円）が所得税から控除されることとなった。また，住宅取得資金等への贈与税が非課税となる限度額が，10年度中に資金を贈与した場合には1,500万円に拡大され，住宅版エコポイントが09年12月８日着工分から制度化された。これらの政策的な支援にもかかわらず，住宅着工の増加ペースは鈍いものにとどまっている。

また住宅ローンを取り扱う金融機関等にとっては，住宅金融支援機構が取り扱うフラット35S（優良住宅取得支援制度）の金利引下げ幅の拡大も大きなインパクトがあったとみられる。フラット35Sは，省エネルギー等に優れた住宅を取得する場合に対象となり，10年２月15日の同機構からの資金受け取り分から，従来の0.3％から1.0％に金利引下げ幅が拡大した。この拡充は09年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づいており，10年12月30日までの申込分（または，予算が消化された時点）で終了する予定であったが，９月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた３段構えの経済対策」に基づ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

き，11年12月（または，予算が消化される）まで延長されることとなった。

フラット35Sを含む住宅金融支援機構の買取債権残高の伸びは著しく，10年９月の前年比伸び率は37.4％となっている。

(2) 消費者信用をめぐる動き

消費者信用について最も大きな出来事は，６月18日より完全施行された改正貸金業法である。これにより，総量規制（年収の３分の１を超える貸付が原則禁止され，かつ年収証明書を徴求することが義務付けられた）や年利20％以下への上限金利の引下げ，貸出前に貸出内容の書面交付を義務付ける等の措置が取られるようになった。消費者金融業界では，継続的に発生している過払い金返還請求に応じた資金繰りの調整や法改正に伴った対応により貸出残高を減少させており，日銀「資金循環統計」によれば，10年６月の残高は09年６月末より約２兆2,600億円減少している。

過払い金返還請求に応じることは，一定期間に多額の現金支出を伴うため，それが消費者信用を中心に業務を行ってきた企業の体力を低下させてきた。こうしたなか，９月には消費者金融専業大手の武富士が会社更生法の適用を東京地裁に申請することとなり，更生手続きが開始された。

(3) 家計負債の現状と展望

家計金融負債残高は，1993年に300兆円を超え，2000年３月のピーク時には354兆円まで膨らんだが，その後減少傾向を示しており，10年６月には305兆円となった。今後，300兆円を割り込むことが濃厚となっている。

この５年間に絞って家計金融負債の内訳を見てみると，民間住宅貸付を除いたすべての項目で前年比減少となっている（第10図）。

08年６月からは，民間と公的金融機関を合計した住宅貸付全体でも09年12月期を除き減少となっている。家計金融負債の大宗は，その約６割を占める住宅貸付（民間および公的金融機関の合計）であり，10年においては住宅購入を促す多様な政策が実施されているにもかかわらず，住宅貸付の残高は伸び悩んでいる。

日銀「主要銀行貸出動向アンケート調査」の結果から，各主体別の資金需要動向をみたのが第11図である。

08年以降は，企業向けと個人向けの資金需要が減少し，地公体等向けの資金需要が増加する傾向にある。

今後についても，住宅建設業者のなかに

第10図　家計部門への貸出金の前年比伸び率

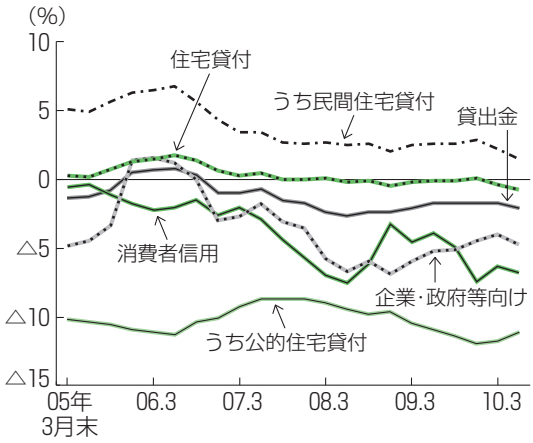

資料　日銀「資金循環統計」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第11図　主体別資金需要判断の推移

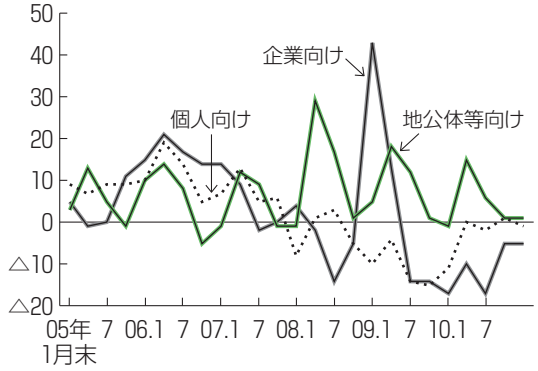

資料　日銀「主要銀行貸出動向アンケート調査」
（注）　主要銀行50行の融資担当者に対し，主体別に借り手の過去3か月の資金需要に対する見方を聞いたもの。資金需要阪大D.I.=（「増加」と回答した金融機関構成比+0.5×「やや増加」と回答した金融機関構成比）−（「減少」+0.5×「やや減少」と回答した金融機関構成比）

は，新設住宅着工件数が，10年と比べ11年に大幅に伸びるとは考えにくいといった意見もある。また，消費者信用は家計金融負債の約１割であるが，消費者金融業界は貸出残高の調整を実施している最中であり，その伸びは当面期待できない。

こうしてみると，11年の家計負債の見通しは，これまでと変わらず減少することが推察される。但し，最近の住宅着工件数が緩やかながら増加していることを考慮すると，減少幅は小幅となるとみられる。

（4）　地方公共団体と地方債の動向

2010年度は地方税や地方交付税の原資となる国税収入が減少し，10年度の地方財政計画総額に占める財源不足の割合が22.2％（約18兆円）に拡大する見込みとなっている。これに伴い，10年度は約15.8兆円の地方債発行が見込まれており，地方債の残高は約200兆円となる見込みである。地方公共団体（以下「地公体」という）にとって，10年度は財源不足を背景とした借入需要が高い年であった。

地方債のうち市場公募地方債については，３月より２年債が発行されることとなった。市場公募債については，これまで10年債が中心となっていたが，２年から30年債までと期間の多様化が進んでいる。低金利下の現状においては，期間が10年を超える超長期債等償還までの期間が長い債券の発行需要が地公体側から高まっている。

厳しい地方財政への対応として始められた07年度からの補償金免除繰上償還措置が10年度から３年間延長され，３年間で約1.1兆円の繰上償還が実施される見込みとなっている。この規模は，前３年の約5.2兆円と比べると小さいが，民間からの借入により繰上償還がなされるため，07〜09年度に比べて弱まるものの，民間金融機関を中心とした地公体向け出の増加に一定程度寄与することが見込まれる。

「主要銀行貸出動向アンケート調査」において，地公体は，企業および個人に比べ高い需要があり，09年，10年と地方債発行予定額（地方債計画ベース）が増加するなど資金需要は増加していた。

11年の地公体貸付の展望について，民間金融機関の公募債も含めた地公体貸付額は，増加率に鈍化がみられたとしても全体として増加する可能性が高い。地方債発行額はほぼ横ばいの15兆円台となること，民間からの借入比率も10年度と大きく変わらないことが予想される。このことは，地公体貸付残高を下支えすることとなろう。ま

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

た，補償金免除繰上償還措置にみられるように，公的機関から民間金融機関へ地公体の借入がシフトし続けていることも，民間金融機関の地公体貸付残高が伸びる要因となろう。

5　農協貸出金の動向と展望

(1)　農協貸出金の推移と今後の展望

農協残高試算表によれば，農協貸出金（公庫・共済・金融機関貸付を除く）の前年比増加率は，09年５月の3.8％をピークとして低下傾向にあり，10年９月には△0.2％となった。増加率がゼロを下回ったのは06年３月以来のことである。

2010年６月に当総研が実施した「平成22年度第１回農協信用事業動向調査」を用いて，農協貸出金の増加について見てみると，県市町村・公社公団貸付が6.8％，自己居住用住宅資金（以下「住宅ローン」という）が5.3％となっており，増加寄与度の高い県市町村・公社公団貸付および住宅ローンの伸びが低下している（第１表）。

a　住宅ローン

農協の住宅ローン残高は，増加率は低下しているものの，引き続き増加している。09年度から10年度にかけて残高の前年比増加率が低下している背景のひとつに，09年度から続く住宅着工件数の少なさがある。住宅着工件数は09年度に前年度比で約25％減少した。10年度は，（社）住宅生産団体連合会によれば，09年度より約７％増加することが見込まれているが，08年度以前と比べ件数自体は少ない。

加えて，残高増加率低下の要因として挙げておく必要があるのはフラット35の影響である。四半期ごとの前四半期比での住宅ローン残高増加額を業態別に比較すると，フラット35Sを含むフラット35が主な残高となっている住宅金融支援機構の買取債権残高の増加額は右肩上がりとなっている（第12図）。

10年２月以降は，フラット35Sの金利引下げ幅が拡大されており，この月を含んでいる10年度第１四半期の増加額が大きく，その大きさは国内銀行の増加額に近づくまでになっている。

第1表　農協貸出金の用途別残高の伸び率等の推移

（単位　百万円，％）

	残高構成比	増加寄与度	前年比伸び率				
	10年3月末		06.3	07.3	08.3	09.3	10.3
自己居住用住宅資金	32.3	1.7	8.0	12.4	8.5	8.1	5.3
県市町村･公社公団貸付	18.2	1.2	4.6	17.3	17.7	21.6	6.8
農外事業資金	11.4	△1.0	△5.6	△6.7	△6.7	△6.0	△7.9
生活資金	6.0	△0.5	△6.4	△2.5	△11.1	△7.6	△8.1
農業資金	4.2	△0.1	△2.2	△7.3	△5.6	△6.6	△3.3

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」
（注）1　前年比伸び率は，各年度第1回調査結果による。回答組合数は，06年304，07年318，08年350，09年328，10年317組合である。
　　2　貸出金合計にはその他の科目も含むので，各科目の合計は100％とはならない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第12図　住宅ローンの前四半期比増減額（業態別）

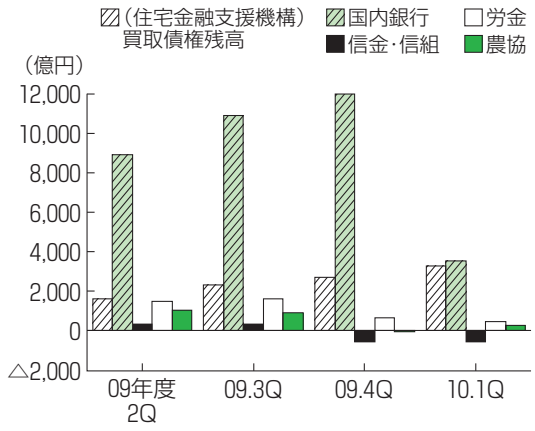

資料　住宅金融支援機構HP

既に見たように，11年へ向けての住宅ローン全体の見通しは厳しいものがある。その上，フラット35Sを中心とした全期間固定の低金利商品需要が住宅ローン利用者および利用見込者から高まっている。更に，現在の低金利下では，民間金融機関の間で，これまで固定金利で借りていた住宅ローン利用者への借り換え推進が激化することも想定される。農協の住宅ローンにとって，当面は大きな拡大が望めない状況とみられる。

農協は労働金庫とともに，この10年間，いずれの年においても住宅ローン残高を伸ばしてきた。この背景には，農協が業者営業やローンセンターの設置とそれに伴う人材の育成，ローン相談の充実，融資可否への迅速な対応等，ローンの推進体制を継続的に整備してきたことがある。その結果，第１表でもわかるように，10年３月末の農協貸出残高に占める住宅ローンの割合は32.3％（農協信用事業動向調査ベース）とこれまでで最も高くなっている。今後，住宅ローンという貸出の柱をいかに伸ばし，強みとしていくか，その対策が求められる。例えば，近年住宅建設業者が力を入れているリフォームを対象としたローンに，これまで以上に取り組むことのほか，場合によっては農協がフラット35を取り扱う等，状況に応じた様々な対応が農協の住宅ローンの強みを補強していくこととなるのではないだろうか。

b　地公体貸付

農協の地公体貸付（県市町村貸付と公社公団貸付の合計）は，06年ごろから前年比で高い伸びを示してきたが，10年度に入ってからの伸びは低下している。ただし，公社公団貸付が前年比で大きくマイナスになっているのに対して，県市町村向け貸付は増加率が鈍化しつつも，プラス圏内での推移となっている。農協の地公体貸付の増加率が鈍化した背景には，補償金免除繰上償還額が09年度と比べ減少する見込みであること等が挙げられる。また，農協が主な対象としている市町村の地方債発行額が都道府県と比べ少額となっていることも考えられ，そのことも，農協の地公体貸付増加率を引き下げる要因になっている可能性がある。(注3)

それでも地方債残高に占める民間からの借入割合は上昇傾向にあり，地方債残高が増加している現局面では，地公体貸付の増加率は低下しつつも残高は増加する状況となっているものと想定される。

農協貸出金に占める地公体貸付の割合は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

全体としては上昇を続けてきており，地公体貸付が貸出金に占める割合は他業態と比べて高い。このこともあって，今後は農協ごとの地公体貸付に対するスタンスいかんにより，地公体貸付の増加率に及ぼす影響が大きくなるとみられる。

地公体貸付に対するスタンスを左右するものとしては，まず第１に，貸付利率の低さや利ざやの低さについてどう判断するか，ということがある。

そして第２に，貸出の信用リスクへの対応が重要度を増していることがある。確かに市町村のデフォルトリスクは低く，自己資本比率算出の際のリスクアセットもゼロである。しかし，例えば茨城県では，県が保有する土地の地価下落に伴い，将来負担することが見込まれる損失額を一般会計等で処理することとなった。これは，県が保有する土地を議会の要請によって時価で評価したために表面化したものである。地公体の会計は歳入歳出が中心で企業会計とは異なるため，バランスシート上のリスクの所在が分かりづらい面があり，そのことをどの程度考慮すべきかで，農協ごとのスタンスは異なってこよう。

第３に，低金利環境での地公体貸付額増加においては，金利変動リスクの管理が重要になる。農協の地公体貸付は主に市町村向けであり，証券型であっても流動性に乏しく，満期保有が中心と考えられる。そのため，債券価格の下落リスクは低いかもしれない。しかし，市場金利が最低水準にあることから，今後の貸出は金利変動によるリスクも大きく，ALM上の配慮が農協ごとのスタンスの違いをもたらすとみられる。

（注３）「地方財政統計年報」によれば，民間からの地公体への貸付金額は，07年に前年比約4.1兆円，08年に3.6兆円増加した。増加額のうち都道府県への貸付金額は，07年08年とも約2.5兆円増加した。市町村への貸付金額の増加額は07年約7,100億円，08年約5,500億円であった。09年および10年の数値は今のところ公表されていない。

（2） 求められる農協の貸出体制の質的進化

これまで見てきたように，農協貸出金をとりまく環境は厳しくなっている。特にこれまで農協貸出金の増加を牽引してきた住宅ローンと地公体貸付については，2011年の増加率は10年と同様，近年と比べれば低下することが予想される。住宅ローンと地公体貸付に傾斜している農協の貸出金の当面の展開はかなり厳しくなるものと見込まれる。

しかしながら，農協は事業エリアを限定した地域金融機関であるから，国内銀行と違って，新たな市場を求めて地域の外へ出ていくことはできない。従って貸出金を伸ばすことを考えるならば，新たな取組みが求められる。

例えば，現在強化している農業融資にひとつのヒントを求めるとすれば，農協系統の強みである農業融資の強化を通じ，個別事業者の資金需要に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積をし，地域に根付いた信用事業を目指すことも選択肢のひとつかもしれない。農業の六次産業化に関連する「地域資源を活用した農林漁業者等による

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が施行される見込みであり，今後，農業の川下に位置する農業関連産業の資金需要が拡大する可能性がある。もちろん，貸出には信用リスクが伴うため，融資に取り組む体制整備や人材の育成が必要条件であるが，農協が地域に根付いた融資機能を更に強化できれば，地域における農協の存在意義がこれまで以上に増すこととなるのではないだろうか。

おわりに

高齢化・人口減少のなかで，地域を取り巻く状況の厳しさは増している。地域経済が厳しいからこそ，地域に根付いた様々な事業・活動を行い，地域の経済を支える農協の役割発揮の重要性が高まっていると考えられる。農協信用事業にとって，次世代への働きかけとともに，地域における信用事業の安定的な利用者拡大に向けた取組強化が喫緊の課題といえる。

そのようななかで憂慮すべきは，地域の実情や地域における農協の重要性を軽視した，一方的とも言える農協批判や，農協の事業・活動を弱める方向での農協制度改正に向けた議論が繰り返されている現状である。

生協その他の市民組織との連携を強めるなどを通じて，消費者にも理解や支援の輪を広げていく必要があるが，農協組織の圧倒的な基盤は地域にこそあり，そこで事業・活動の理解者であり事業の継続的利用者でもある准組合員を拡大していくことは，農協そのものへの批判に対抗する基盤の強化にもつながることである。

それぞれの農協はその力を十分に備えていると思われるが，その十全な発揮が求められているといえよう。

＜はじめに，１，２，３，おわりに＞
（おのざわ やすはる）
＜２，３＞　（おだ しほ）
＜４，５＞　（わかばやし たかし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

発刊のお知らせ

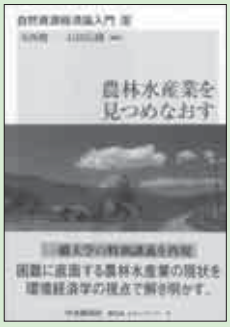

自然資源経済論入門1
農林水産業を見つめなおす

寺西俊一・石田信隆編著

A5判372頁　定価3,780円（税込）（株）中央経済社

農林中央金庫は2009年度から一橋大学に資金を提供し、寄付講義「自然資源経済論」プロジェクトが開始された。

本書は2009年度の各界の専門家による講義内容を編集したものであるが、自然資源経済としての農林水産業の本質を大きく捉えて現状を解き明かすものとなっている。農林水産業を今日的な視角から理解するための格好の図書としてお薦めする。

主　要　目　次

第Ⅰ部　食と農業の現状と将来
（世界の食と農業、日本の食と農業、世界の食料需給をどう考えるか）

第Ⅱ部　農林水産業における資源の利用と管理
（農業における資源利用とその問題点、林業における資源利用とその問題点、水産資源の順応的管理とリスク分析）

第Ⅲ部　自然資源経済と地域の持続可能な発展とは
（農業の多面的機能、中山間地域の現状と将来展望、農林水産業と野生生物問題、コモンズとしての地域資源管理、発展途上国と農林水産業、自然資源経済論研究の課題）

購入申込先……（株）中央経済社　　TEL 03-3293-3381（営業部）
お問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

外国事情

米国の金融規制改革法と金融機関経営

――大規模金融機関の経営の視点から――

専任研究員　鈴木　博

目　次

はじめに
1　米国の金融制度における位置づけ
2　金融規制改革法の骨格
（1）　システミックリスクへの対応
（2）　too big to fail の終結
（3）　ボルカールールの導入
（4）　ヘッジファンドと格付機関の改革
（5）　店頭デリバティブ市場と証券化市場の改革
（6）　金融業における消費者保護
（7）　その他
3　米国の金融機関経営への影響
（1）　米国の主要金融グループの収益構造とドッド＝フランク法の影響
（2）　FRBのプルーデンス規制とそれへの対応
おわりに
――新たなビジネスモデルの模索――

〔要　　旨〕

1　米国で2010年７月に成立した金融規制改革法（ドッド＝フランク法）は，サブプライムローン問題を端緒とする世界的金融危機の再発防止などを目的とし，「1930年代の改革以来の大改革」ともいわれるような幅広い内容を網羅している。

2　ドッド＝フランク法では，システミックリスクに対応するために，主要な金融監督当局の長などから構成されるFSOC（金融安定監督協議会）が設置され，FSOCとの情報共有のもとで，FRB（連邦準備制度理事会）はシステム上重要な金融会社に対し厳格なプルーデンス規制を実施することとなっている。また，これらの金融会社が経営破たんした場合には，FDIC（連邦預金保険公社）を清算管財人とする秩序だった清算手続きが用意されている。

3　連邦の保護を受ける金融機関に対しては，自己トレーディングや，ヘッジファンド，プライベート・エクイティへの投資が原則として禁止されるなどのボルカールールが導入された。このほか，ヘッジファンドや格付機関，CDSなどの店頭デリバティブや証券化市場に対する規制も整備された。また，消費者保護のため，FRB内にBCFP（消費者金融保護局）が設置され，金融商品・サービスにかかるリスク情報の収集やその公表，消費者取引にかかる各種手数料の見直しなどが行われることとなった。

4　米国の大手金融機関にとって，ボルカールールの導入や消費者取引にかかる各種手数料の見直しなどによる収益への影響は無視できない。また，FRBによるプルーデンス規制の強化で，より厳格な自己資本規制やレバレッジ規制への対応なども求められる。こうした規制強化のなかで，米国の金融機関は新たなビジネスモデルの構築が求められている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2010年７月に米国において成立した金融規制改革法は，「金融システムにおける責任の在り方や透明性を改善することにより米国における金融の安定を増進する」（同法前文）ことを目的とし，具体的には，金融システムへの影響が大きい大規模金融機関に対する監督強化やリスクの高い取引の制限，住宅ローン等の金融取引において消費者保護を図るための規制強化などを主な内容としている。

金融規制改革法の全体像の把握は，今後予定されている金融の各分野での規則の制定等を待たなければならないが，本稿は，現時点で把握可能な金融規制の骨格と，予想される米国金融機関への影響について，特に，大規模金融機関の経営に与える影響を中心に考察したものである。

１　米国の金融制度における位置づけ

米国の金融規制改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act，ドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法，以下「ドッド＝フランク法」という(注1)）は，07年ごろに顕在化したサブプライムローン問題が，08年９月のリーマンショックを経て，世界の金融や経済に大きな影響を与える事態となったことを受けて，こうした事態の再発防止を目的として制定されたものである。財務省や上院，下院等における協議を経て法案が作成され，10年６月から７月にかけて上下両院で可決され，７月21日の大統領の署名を経て成立した。

米国における主要な金融規制改革の歴史は，第１表のようになる。大恐慌後の1930年代の改革では，銀行業務と証券業務の分離などを定めたグラス＝スティーガル法が制定されるなどの規制強化が行われたが，70年代以降は規制緩和の方向に向かい，90年代には，金融持株会社ないしは銀行持株会社のもとで幅広い金融業務の遂行を認めたグラム＝リーチ＝ブライリー法が制定される（グラス＝スティーガル法事実上の撤廃）など，規制緩和がさらに徹底された。しかし，2000年代に入って，前記のように，サブプライムローン問題等を契機に世界的な金融・経済危機が発生する事態となり，規制色の強いドッド＝フランク法が制定されることとなった。

ドッド＝フランク法は，銀行業や証券業，商品先物取引業などへのこれまでの金融規制の枠組みを大きく変えるものではないが，今回の金融危機において顕在化したシステミックリスクへの対応や，ヘッジファンドやデリバティブ，証券化業務など比較的新しい金融業務で法律的な規制の枠組みが十分でなかった分野などにおいて規制整備が図られるとともに，消費者保護の観点からさまざまな金融取引に対して規制強化が加えられている。

（注１）ドッド＝フランク法の原文（参考文献５）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第1表　米国の主要な金融規制改革の歴史

	法律名	主な内容
1933年	銀行法（グラス=スティーガル法）	・銀行業務と証券業務の分離，連邦預金保険制度の導入，銀行持株会社の規制等
	証券法	・州レベルの証券規制を連邦レベルへ
1934	証券取引所法	・証券取引委員会（SEC）の設置等
1940	投資会社法 投資顧問業法	・投資信託などの投資会社に関する規制 ・投資顧問業者に関する規制
1956	銀行持株会社法	銀行持株会社に対する規制
1974	商品先物取引委員会法	・商品先物取引委員会（CFTC）の設置等
1980	預金金融機関規制緩和・通貨量管理法	・預金金利自由化，NOW勘定やMMC創設等業務自由化
1989	預金金融機関改革・再建・規制実施法	・S&L危機等を受けた貯蓄金融機関関連の制度整備
1991	連邦預金保険公社改善法	・銀行の経営悪化などを背景とした預金保険制度の強化
1994	州際支店銀行業務効率化法（リーグル=ニール法）	・銀行の州際業務制限の撤廃等
1999	グラム=リーチ=ブライリー法	・金融サービスの範囲拡大を認め，金融持株会社ないしは銀行持株会社のもとで幅広い業務の遂行を認可（事実上のグラス=スティーガル法の撤廃）
2010	ドッド=フランク法	・システミックリスクへの対処，too big to failの終り，デリバティブ取引の規制強化等

資料　筆者作成

は，848頁に及び1601の条文からなる幅広い内容を網羅したもので，「1930年代の改革以来の大改革」ともいわれている。

2　金融規制改革法の骨格

(1)　システミックリスクへの対応

システミックリスクとは，個別の金融機関の支払不能や，特定の市場ないしは決済システム等の機能不全が，金融システム全体に波及しその機能を低下させることをいうが，今回の金融危機でもこうした傾向が顕在化した。ドッド＝フランク法では，システミックリスクに対し，主要な金融監督当局の長などから構成される金融安定監督協議会（Financial Stability Oversight Council，以下「FSOC」という）を新設し，FSOCの下でメンバー機関が有機的に機能することによりこれに対応することとしている。

同法において，FSOCの目的は，米国の金融の安定を脅かすリスクを把握し，市場規律を増進しつつ，その脅威に対応していくこととされ，義務として，メンバー機関等からの情報収集やメンバー機関等との情報共有体制の構築，金融サービス市場等のモニター，FRBが行うプルーデンス規制に対する勧告などがあげられている。また，FSOCがこうした目的や義務を遂行するため，FSOCを補佐する機関として金融調査庁（Office of Financial Research，以下「OFR」という）が財務省内に設立される。OFRは，米国の金融の安定やリスクにかかるデータを収集・分析し，FSOCやメンバー機関等に提供するとともに，関連する調査やリスク測定技術の高度化などを行う。

FSOCは，財務長官を議長とし，FRB議長やFDIC総裁などの議決権を持った10人のメンバーと，議決権のない５人のメンバーから構成される(注2)。議長あるいは大多数のメンバーの求めに応じて開催され，少なくとも四半期に一度は開催されることになっている。なお，FSOCの第１回会合は10年10月１日に開催された(注3)。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

FSOCは，いわば意思決定機関であり，決定事項の遂行は個別メンバー機関等によって行われ，その執行体制は第１図のようになっている。FSOCは，金融システムに重要な影響を及ぼす金融会社として，総資産500億ドル以上の金融持株会社のほかに，ノンバンク金融会社(注4)を指定する権限を与えられているが，これらの金融会社はFRBの監督下に置かれ，FRBによってより厳格なプルーデンス規制（自己資本規制やレバレッジ規制など）が行われる。なお，FRBが行うプルーデンス規制等に対してFSOCは勧告する権限を持っている。

このほか，ヘッジファンドや格付機関等はSEC（証券取引委員会）によって監督され，スワップディーラー等に対してはSECとCFTC（商品先物取引委員会）による監督が行われるが，これらに関する情報は，SECやCFTCを通じてFSOCやその補佐機関であるOFRに報告される。また，次項で述べるように，大規模金融会社が経営破たんした場合には，FDICによって清算手続きが行われるが，こうした決定もFSOCによってなされる。

（注２）本文表示以外の議決権を持つメンバーは次の機関の長などである。SEC，CFTC，OCC（通貨監督庁），FHFA（連邦住宅金融庁），NCUA（全米信用組合管理庁），BCFP（消費者金融保護局），保険の専門性を有する独立メンバー。議決権を持たないメンバーは次の機関の長などである。OFR（金融調査庁），FIO（連邦保険局），州の保険規制・銀行規制・証券規制当局の代表者各１名（計３名）。

（注３）第１回会合では，透明性確保原則の確認，ノンバンク金融会社指定に関する提案，ボルカールール実施に関する意見募集，今後のロードマップなどが協議された。第２回会合は10年11月23日に開催された。

（注４）ノンバンク金融会社とは，本質的な金融業務（証券業務，保険業務，マーチャントバンク業務）が総収入または総資産の85％以上を占める会社をいう。

(2)　too big to failの終結

ドッド＝フランク法の前文では，米国の納税者を保護するため“too big to fail”（大きすぎて潰せない）を終結させることがうたわれている。これまで大規模な金融会社が経営危機に陥った場合，金融システムに与える影響が大きいことから，公的資金の投入等によって救済されるケースが多かった。ドッド＝フランク法では，前記のシステム上重要な金融会社に対し，FRBによる厳格なプルーデンス規制を実施したうえで，最終的に経営破たんに至った場合は，

第１図　システミックリスクへの対応（概念図）

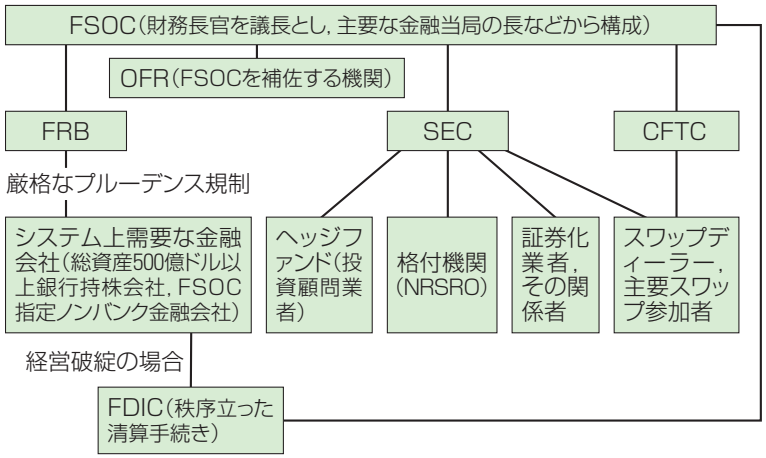

資料　ドッド=フランク法などを参考に作成
（注）　FRBなどのメンバー機関とその管轄対象範囲については，代表的なもののみ表示。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

システミックリスクを回避しつつ，秩序だった清算手続き（orderly liquidation）に基づいて破たん処理を行う手法を導入した。

秩序だった清算手続きでは，FDICが清算管財人となり，連邦預金保険法による預金取扱機関の破たん処理の手法が多く用いられている。なお，清算に要する資金を賄うための清算ファンドが財務省内に設置され，清算に要する費用が破たん会社の資産売却等による資金で賄えない場合は，上記のシステム上重要な金融会社に対してリスクの程度等に応じた負担金を課することにより，納税者の負担を回避することとしている。

このほか，預金保険制度の改定も実施され，保証限度額の10万ドルから25万ドルへの引上げが恒久化されるとともに，保険料の算定が預金ベースから資産ベースに変更された。

(3) ボルカールールの導入

ボルカールールは，預金保険制度の適用や連邦準備制度からの借入れなど連邦政府の保護を受ける金融会社が，高リスクの取引を行うことを制限するもので，元FRB議長であったポール・ボルカー氏の提案を取り入れたものである。銀行と銀行持株会社，およびその子会社が対象となり，その内容は次のようになる。

第一は，自己トレーディング（proprietary trading）の禁止，すなわち自己勘定での証券や証券関連のデリバティブ，商品先物等の短期的な売買を禁止するものである。米国の投資銀行や大手商業銀行（金融持株会社傘下の子会社を含む）は，これまで自己勘定での売買でかなりの利益をあげてきたが，今回の金融危機では逆に大きな損失を計上した。このため，連邦政府の保護を受ける金融機関に対して，こうしたリスクの大きい取引を原則として禁止することとした。ただし，米国債や政府機関債，地方債などの取引，引受けやマーケットメイクにかかる取引，対顧客取引やリスクヘッジのための取引などは除外されている。

第二は，ヘッジファンドへの投資，プライベート・エクイティへの投資やそのスポンサー業務[(注5)]の禁止である。ただし，これについても，Tier Ⅰ資本の３％以内であれば可能であるなどの例外措置が存在する。

このほか，上記二つの禁止事項とはやや性格が異なるが，負債シェアが業界全体の10％を超えることとなる合併や資産の取得等を禁止している。なお，上記二つの禁止事項については，収益に与える影響等が大きいため，実施については最短でも４年後とされている[(注6)]。

（注５）スポンサー業務とは，ファンドのパートナーやマネジャーなどの役割を果たすことをいう。

（注６）ボルカールールの適用については，法成立日から６か月以内にFSOCが適用のための調査を実施し，その後９か月以内にFRBなどの監督当局が規則を策定する。規則策定後12か月後あるいは法成立後２年後のいずれか早い時期に適用されることになっているが，２年間の猶予期間があるため，最短でも4年後となる（猶予期間はさらに１年の延長が可能）。

(4) ヘッジファンドと格付機関の改革

ヘッジファンドは，富裕層や機関投資家などから私的に資金を集めて，デリバティ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ブを含む金融商品等で運用するファンドである。私募形式のため金融規制が及びにくく，これまでその実態把握は必ずしも十分ではなかった。しかし，金融市場に与える影響が大きくなっているため，ドッド=フランク法では，ファンドの運用資産が1億ドル以上の場合には，ファンドを運用する投資顧問業者はSECへの登録を義務づけられ，１億ドル未満の場合には州当局へ登録されることとなった。SECに登録された投資顧問業者は，ファンドに関する情報をSECに報告することが義務づけられ，さらにSECからFSOCに報告される。

格付機関に対しては，今回の金融危機において，サブプライムローンを含むRMBS（住宅ローン債権担保証券）やCDO（債務担保証券）などの高格付の証券化商品の大幅な格付引下げが行われる事態がみられたため，格付の信頼性が問題となった。このため，ドッド＝フランク法では，SEC内に信用格付局（Office of Credit Ratings）が設置され，格付機関の監督を行うこととされた。SECによって公認された格付機関（Nationally Recognized Statistical Rating Organization，略称NRSRO）は，内部管理態勢としてコーポレートガバナンスの強化や利益相反の管理，外部に対しては格付プロセスの透明性向上やディスクロージャーの強化などが求められる。

(5) 店頭デリバティブ市場と証券化市場の改革

今回の金融危機では，CDS（Credit Default Swap）などの店頭デリバティブ取引にかかるカウンターパーティリスク(注7)や，証券化プロセスにおけるリスク移転に関するモラルハザード(注8)の存在が，システミックリスクを増幅させる要因の一つとなった。ドッド＝フランク法では，証券取引所法や商品取引所法において，CDSや金利スワップなどの店頭デリバティブをスワップ（Swap）として定義し，スワップ市場に参加するスワップディーラーや主要スワップ参加者に対し，SECやCFTCへの登録を義務づけることによりSECやCFTCの監督が及ぶようにした。また，上記のスワップ取引については，原則として，デリバティブ清算機関での集中清算などを行うことにより，カウンターパーティリスクの削減や取引の透明性向上を図ることとした。

このほか，連邦の保護を受ける銀行等は，スワップ業務の分離が求められることとなった（スワップ・プッシュアウト条項）。ただし，リスクヘッジに利用する場合や銀行業務として認められている金利スワップ業務などは除かれる。

次に，証券化市場に関する規制としては，上記のモラルハザード等を除く対策として，証券化業者（securitizer）に対して，証券化対象資産に内在する信用リスクの最低５％を証券化後も保有することを義務づけるとともに，証券化商品の関係者に対して，商品の売却後１年間は，重大な利益相反をもたらす行為を禁止した。このほか，投資家が証券化商品のデュー・デリジェンスを行うのに必要な原資産データを開示す

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ることなどを義務づけた。

（注７）カウンターパーティリスクとは，取引の相手方の経営悪化などにより取引が当初約定どおり行われなくなるリスクをいい，取引関係を通じてこうしたリスクが連鎖していくと，システミックリスクにつながる。

（注８）住宅借入を受け付けるモーゲージカンパニーなどの業者は，住宅ローン債権の転売後は信用リスクの負担がなくなり，手数料獲得のため信用リスクの大きい借入者も容易に受け付けてしまう傾向がある。

（6） 金融業における消費者保護

ドッド＝フランク法では，住宅ローンや教育ローンなどの消費者の金融取引について，消費者保護の観点からの規制強化が図られた。これを担う組織として，FRB内に消費者金融保護局（Bureau of Consumer Financial Protection，以下「BCFP」という）が独立性を持った組織として創設された。

BCFPは，消費者の苦情への対処や，消費者が利用する金融商品や金融サービスにかかるリスク情報の収集とその公表，消費者金融業者の監督などを主な業務としており，これらにかかる業務の遂行について，かなり強い権限が与えられている。

また，モーゲージ取引やクレジットカード取引などの消費者取引の規約の簡素化，不当な手数料の見直しなども対象となっている。

（7） その他

銀行業や保険業などの監督機構の整備として，貯蓄金融機関を監督するOTS（貯蓄金融機関監督庁）が廃止され，国法銀行の監督当局であるOCCへ統合された。また，これまで連邦レベルの監督当局が存在しなかった保険業について，財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office，FIO）を設置し，連邦レベルの規制を行うこととした。

このほか，金融機関の役員報酬について，報酬委員会の独立性強化などのコーポレートガバナンスの強化とともに，役員報酬にかかる情報開示の強化が図られた。

3　米国の金融機関経営への影響

（1） 米国の主要金融グループの収益構造とドッド＝フランク法の影響

ドッド＝フランク法が米国の金融機関，特に大規模金融機関に与える影響について考える前に，米国の主要金融機関の近年の収益動向について考察する。第２図は，米国の主要金融機関のなかの商業銀行を中核

第2図　4大商業銀行系金融グループの収益動向

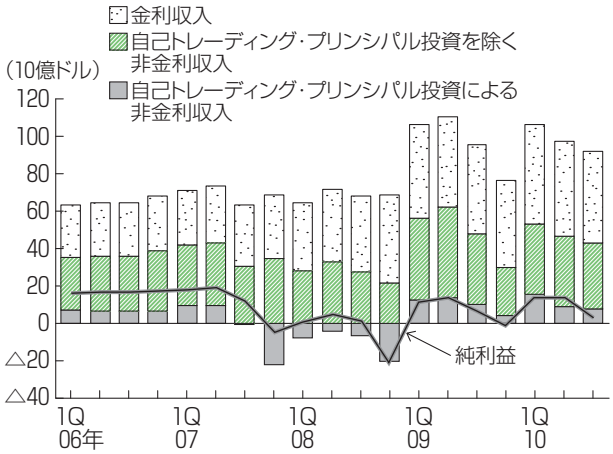

資料　4大金融持株会社の四半期報告書（Quartary Earnings）から作成

（注）1　4大金融持株会社は，JPモルガン･チェース，バンク･オブ･アメリカ，シティグループ，ウエルズファーゴの4社，上図は4社の連結決算数値の合計。

2　プリンシパル投資とは，自己資金（他人資本でない）による投資のことで，投資対象として，不動産，M&A関連，事業再生先などがあるが特に決められているわけではない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とする４大金融グループの収益の推移をみたものである。一方，第３図は，投資銀行を中核とする２大金融グループの収益動向である。(注9) 純利益は共にサブプライムローン問題が顕在化した07年第３四半期から低下傾向となり，08年第４四半期を底にして，その後は回復傾向にある。商業銀行系４大金融グループの純利益が低迷した07年第３四半期から08年第４四半期においては，自己トレーディング・プリンシパル投資の粗利益が赤字を続けており，投資銀行系２大金融グループの純利益も07年第４四半期と08年第４四半期に赤字となったが，これも自己トレーディング・プリンシパル投資の粗利益の赤字が主な原因である。

第２図と第３図にみられるように，商業銀行系金融グループと投資銀行系金融グループの収益内容は大きく異なっている。前者は銀行業が中核であるため金利収入の割合が大きいのに対し，後者においては金利収入の割合が小さく，非金利収入なかでも自己トレーデイィング・プリンシパル投資にかかる収益が大きなシェアを占めている。

ドッド＝フランク法では，ボルカールールの導入により，連邦政府の保護をうける金融機関は，原則として，自己トレーディングや，ヘッジファンド，プライベート・エクイティへの投資が禁止されることとなった。国債等の売買や引受け，マーケットメイクに関する取引等は除かれているという点はあるものの，自己トレーディングの禁止は，上記の大手金融グループ，なかでも投資銀行系金融グループの収益に与える影響は無視できないものとなろう。ヘッジファンドやプライベート・エクイティへの投資の禁止も同様である。実施は最短でも４年後ということではあるが，JPモルガン・チェースでは自己勘定取引部門を閉鎖する動きがでており，ゴールドマン・ザックスでは，自己勘定による株式トレーディング部門をヘッジファンドに転換する案なども検討されている。(注10)

一方，商業銀行系金融グループの収益に影響するものとして，BCFPが行うクレジットカードなどの手数料見直しなどがある。商業銀行系大手金融グループは，クレジットカード等の業務をリテール業務の中心に位置付けており，手数料見直しは，これらの金融グループの収益に影響を与えよう。(注11)

第3図　2大投資銀行系金融グループの収益動向

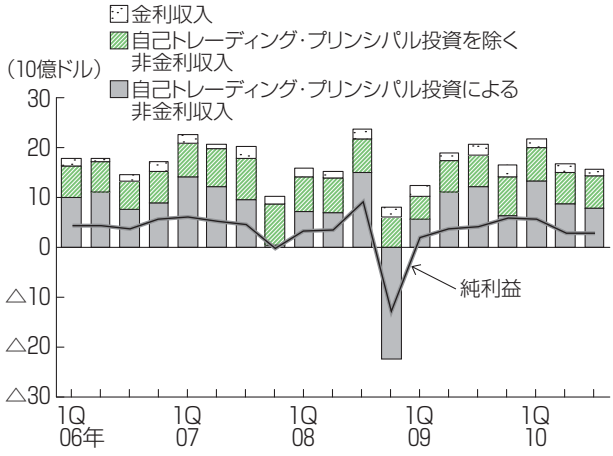

資料　2大金融持株会社の四半期報告書(Quartary Earnings)から作成
(注) 1　2大金融持株会社は，ゴールドマン･ザックス，モルガンスタンレーの2社。上図は2社の連結決算数値の合計。
2　プリンシパル投資は第2図(注2)に同じ。

(注９) 第３図のゴールドマン・ザックスとモルガンスタンレーは，金融危機下の08年10月に銀行持株会社の免許を取得し，FRBの監督を受けるようになった（それまではSECの監督）。なお，ドッド＝フランク法では，TARPによる資本注

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

入をうけた銀行持株会社が，その後銀行持株会社の免許を返上した場合でも，引き続きFRBの厳格なプルーデンス規制を受けることを定めている。

（注10） 10年８月31日のニューヨークでのロイター配信記事による。

（注11） バンク・オブ・アメリカは，10年第３四半期の決算で73億ドルの赤字となったが，主因はクレジットカード事業におけるのれん減損費用の計上である。規制強化によってカード事業の将来の収益性低下が予想されることが背景にあるものといえよう。

（2） FRBのプルーデンス規制とそれへの対応

前記のように，システミックリスクへの対応のため，FRBはシステム上重要な金融会社（総資産500億ドル以上の銀行持株会社とFSOCによって指定されたノンバンク金融会社）に対して，より厳格なプルーデンス規制を行うこととされている。具体的な規制内容は現時点では明らかではないが，自己資本規制やレバレッジ規制，流動性規制などが中心となるものと思われる。(注12)

第４図は４大商業銀行系金融グループを合計した自己資本比率の推移である。TARP（不良資産救済プログラム）による資本注入は08年10～12月に行われ，09年６～12月にかけてそのうちのかなりの部分が返済されている。10年以降は上記公的資金返済後の自己資本比率であり，10年９月末ではTier Ⅰcommon capital ratio（普通株等Tier Ⅰ比率）が９％，Tier Ⅰ capital ratio（Tier Ⅰ比率）が11.6 ％，Total capital ratio（自己資本比率）が15.5%となっている。第５図は，Tier Ⅰレバレッジ比率の推移であるが，これについても，直近では，商業銀行系４大金融グループと投資銀行系２大金融グループとも7.3％程度となっている。

第4図　4大商業銀行系金融グループの自己資本比率

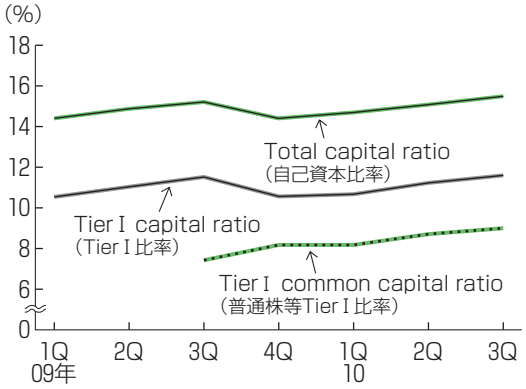

資料　4大金融持株会社の四半期報告書（Quartary Earnings）等から作成
（注）1　4大金融持株会社は，第2図の（注1）参照。
2　Tier Ⅰcommon capital ratio
=（Tier Ⅰcapital－優先株等）/リスクアセット

第5図　大手金融グループのTier Ⅰレバレッジ比率

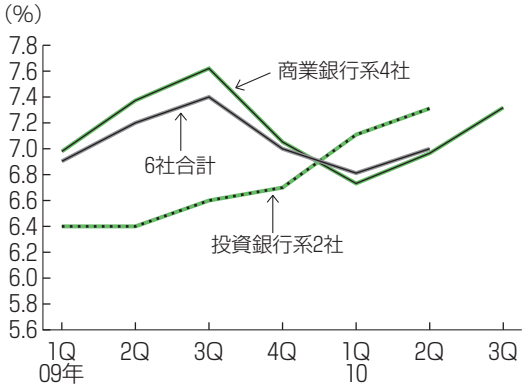

資料　6大金融持株会社の四半期報告書（Quartary Earnings）等から作成
（注）1　商業銀行系4社は，第2図（注1），投資銀行系2社は第3図（注1）を参照。
2　Tier Ⅰレバレッジ比率
=Tier Ⅰcapital／adjusted average assets

米国の大手金融機関の自己資本比率等は，これまでも日本の大手金融機関等に比べて高かった。それは，高い収益性を背景に内部留保の積み増しや資本市場での増資が比較的容易だったためである。しかし，ボルカールール等の導入によって従来のような高収益体質が維持できるかどうかにつ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

いては疑問がある。収益性が低下すれば，内部留保の積み増しや増資による資本の積み上げも従来に比べて遅々としたものとなろう。

（注12）ドッド＝フランク法では，FDICが預金保険対象機関に賦課している自己資本規制やレバレッジ規制が銀行持株会社やノンバンク金融会社にも適用されることとなり，Tier I capital ratio（Tier I 比率）には信託優先証券等を含めないこととなったが，システム上重要な金融会社に対しては，FSOCはFRB等の規制当局にこれを上回る規制を行うことを勧告することができる。なお，バーゼル銀行監督委員会やFSB（金融安定理事会）でも，自己資本規制等の見直し（バーゼルⅢやG-SIFIsへの資本賦課等）が進められているが，FSOCやFRB等によるプルーデンス規制と方向は同じである。

おわりに
――新たなビジネスモデルの模索――

米国の金融規制改革法は，骨格は出来上がったものの細部の規定は今後定められることになるため，現状での議論には限界がある。また，制定される規定等の内容についても，今後の政治情勢等によって流動的な側面もある。規制を受ける金融機関側でも対応策を模索している段階である。

90年代以降の米国の大手金融機関は，サブプライムローンを含む住宅ローン債権の証券化ビジネスや，クレジットカードなどのカード事業等を通じて高い収益性を維持してきた。しかし，こうしたビジネスモデルは，今回の金融危機とそれを受けた金融規制改革によって見直しを迫られている。規制が大幅に強化されるなかで，新たなビジネスモデルを構築することができるかどうかが問われているといえよう。

［主な参考文献］

1 David H. Carpenter and M. Maureen Murphy (2010), The “Volcker Rule”: Proposals to Limit “Speculative” Proprietary Trading by Banks, Congressional Research Service 7-5700, june 22
2 Davis Polk & Wardwell LLP (2010), Summary of the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection act, Enacted into Law on July 21, 2010, July 21
3 Paul,Hastings,Janofsky & Walker LLP (2010), The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act : Impact on Bank and Thrift Holding Companies and Significant Nonbank Financial Companies, StayCurrent issue, July
4 Paul,Hastings,Janofsky & Walker LLP (2010), The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act : Impact on Banks, StayCurrent issue, July
5 U.S. Government Printing Office, H.R.4173, Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act（原文はGPOのホームページから閲覧可能であるhttp://www.gpo.gov/fdsys/pgk/BILLS-111hr4173ENR/pdf/BILLS-111hr4173ENR.pdf）
6 小立　敬（2010）「米国における金融制度改革法の成立－ドッド＝フランク法の概要」野村資本市場研究所『野村資本市場クオータリー』Summer
7 掛下達郎（2010）「サブプライム危機前後におけるアメリカ大手金融機関の収益構造」日本証券経済研究所編『証券経済研究』第70号，6月
8 新形　敦（2010）「欧米大手金融機関の成長戦略～金融機関の将来像～」みずほ総合研究所『みずほ総研論集』Ⅲ号

（すずき　ひろし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(65)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(65)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(65)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(66)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(66)
6. 農業協同組合　主要勘定……(66)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(68)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(68)
9. 金融機関別預貯金残高……(69)
10. 金融機関別貸出金残高……(70)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2005. 10	**41,149,635**	**4,699,822**	**19,293,072**	**1,487,607**	**41,072,158**	**14,051,790**	**8,530,974**	**65,142,529**
2006. 10	**40,225,540**	**4,616,260**	**22,737,308**	**442,322**	**45,790,237**	**10,934,964**	**10,411,585**	**67,579,108**
2007. 10	**40,422,867**	**4,695,604**	**17,346,552**	**914,363**	**39,979,645**	**12,025,626**	**9,545,389**	**62,465,023**
2008. 10	**36,777,569**	**5,067,439**	**14,558,809**	**3,550,316**	**33,128,536**	**9,111,463**	**10,613,502**	**56,403,817**
2009. 10	**38,548,341**	**5,474,811**	**23,218,242**	**1,688,095**	**44,606,785**	**11,941,346**	**9,005,168**	**67,241,394**
2010. 5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
7	39,288,746	5,600,945	24,403,686	1,242,430	46,091,540	13,040,874	8,918,533	69,293,377
8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年10月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,661,135	-	398,250	523	123,123	-	33,183,030
水産団体	1,154,917	-	64,417	2	2,382	-	1,221,718
森林団体	4,100	9	6,328	32	106	-	10,576
その他会員	881	-	2,139	0	-	-	3,020
会員計	33,821,034	9	471,134	557	125,611	-	34,418,345
会員以外の者計	296,104	67,325	251,434	70,277	4,225,418	13,304	4,923,862
合計	**34,117,138**	**67,334**	**722,567**	**70,834**	**4,351,029**	**13,304**	**39,342,207**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 198,464百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年10月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	60,613	4,840	115,485	-	180,938
	開拓団体	162	18	-	-	180
	水産団体	10,910	2,721	11,596	18	25,245
	森林団体	2,300	6,955	1,849	87	11,191
	その他会員	619	207	140	-	966
	会員小計	74,604	14,741	129,070	106	218,520
	その他系統団体等小計	103,090	24,472	42,481	49	170,093
	計	177,694	39,213	171,551	155	388,613
関連産業		1,976,997	34,746	1,123,418	6,427	3,141,588
その他		8,955,319	4,477	145,553	50	9,105,398
合計		**11,110,010**	**78,436**	**1,440,522**	**6,632**	**12,635,599**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	-	5,601,422
6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	-	5,598,980
7	5,200,479	34,088,267	39,288,746	-	5,600,945
8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231
10	5,216,442	34,125,764	39,342,206	-	5,536,233
2009. 10	5,583,802	32,964,539	38,548,341	-	5,474,811

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	-	77,998
6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	-	76,569
7	60,279	1,182,150	46,091,540	17,834,475	6,191	-	82,525
8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772
10	52,663	622,025	45,347,639	16,954,200	6,967	-	78,435
2009. 10	66,662	1,621,433	44,606,785	15,050,615	2,030	-	92,375

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 5	51,821,748	50,323,828	755,733	764,927	1,647,119
6	52,846,306	50,953,440	718,340	764,927	1,660,670
7	52,843,971	51,119,420	861,280	764,928	1,677,703
8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
10	52,812,382	51,303,081	913,878	764,924	1,688,834
2009. 10	51,424,762	49,695,394	694,905	613,994	1,535,896

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,027	358,580
5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229
6	25,912,834	60,073,481	85,986,315	525,078	346,693
7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
8	25,624,335	60,327,033	85,951,368	517,661	339,902
9	25,437,161	59,957,081	85,394,242	524,167	346,162
2009. 9	24,925,739	59,200,596	84,126,335	544,268	374,294

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093
820,702	6,137,303	3,425,909	14,019,772	69,293,377
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557
628,640	5,681,342	3,425,909	12,391,536	67,005,866
761,000	4,643,527	3,425,909	14,387,806	67,241,394

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093
11,450,510	1,501,606	6,231	13,040,874	1,020,924	7,891,419	69,293,377
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557
11,110,009	1,440,521	6,631	12,635,598	1,160,361	7,180,613	67,005,866
10,169,266	1,671,325	8,379	11,941,346	1,618,571	7,384,567	67,241,394

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824
63,401	31,062,848	30,963,814	2,000	396,174	16,550,194	6,934,112	1,488,386
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123
56,645	31,190,557	31,097,694	32,000	406,023	16,499,200	7,034,303	1,499,814
59,371	28,637,188	28,541,887	10,000	399,003	17,028,504	7,255,510	1,520,144

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,001	255,984	722
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722
390,619	58,145,376	57,930,539	4,790,861	1,505,437	24,114,110	256,149	722
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722
382,054	57,749,052	57,522,567	4,756,984	1,510,103	23,983,892	253,416	720
387,601	56,606,144	56,364,402	4,838,732	1,521,051	23,875,097	270,011	740

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2010．7	2,029,222	1,398,172	3,416	56,449	13,556	1,280,472	1,256,935	158,007	599,739
8	2,021,114	1,394,698	3,416	56,554	14,306	1,275,391	1,251,610	154,771	599,120
9	2,014,080	1,388,809	3,415	56,571	13,854	1,271,031	1,248,190	156,403	595,747
10	2,058,574	1,418,212	3,414	56,573	13,615	1,309,458	1,285,715	151,832	601,579
2009．10	2,038,554	1,391,968	3,537	56,442	13,276	1,287,960	1,264,026	161,006	599,072

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．5	878,853	502,884	151,917	118,197	118,619	7,549	828,112	815,824	4,796	223,181	8,452	162
6	883,170	502,538	155,380	119,700	118,669	8,275	829,631	817,550	4,776	224,150	8,556	162
7	880,595	512,056	155,998	120,679	118,622	7,363	827,156	813,014	4,175	224,653	8,529	161
8	875,899	509,025	156,598	120,638	118,046	8,276	825,776	813,821	4,175	220,935	8,566	161
2009．8	883,997	502,661	161,295	120,133	118,215	7,727	829,047	818,018	4,800	226,530	9,162	163

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2009. 10	845,741	514,248	2,496,707	2,016,193	568,561	1,175,306	166,267
	11	844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063
	12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
	9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
	10	P 857,137	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	P 1,197,645	P 171,420
前年同月比増減率	**2007. 3**	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2009. 10	1.7	0.5	0.7	3.8	3.2	2.3	1.3
	11	1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4
	12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1
	10	P 1.3	2.7	3.3	2.6	0.1	P 1.9	P 3.1

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**212,166**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008. 3	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009. 3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2009. 10	226,077	57,354	1,813,169	1,528,779	432,084	642,985	93,764
	11	226,095	56,773	1,811,129	1,523,166	430,611	640,200	93,733
	12	225,258	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401
	2010. 1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100
	2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186
	3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506
	9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022
	10	P 225,763	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	P 635,390	P 93,780
前年同月比増減率	**2007. 3**	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008. 3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009. 3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2009. 10	2.9	5.0	△1.2	2.2	1.5	1.1	0.4
	11	2.8	3.1	△2.6	0.9	0.7	0.2	0.1
	12	2.7	1.1	△4.5	0.0	0.6	△0.4	△0.1
	2010. 1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1
	3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
	10	P △0.1	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	P △1.2	P 0.0

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度，当農林中金総合研究所のホームページ (http://www.nochuri.co.jp/) を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため，使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに，新たな機能を数多く加えました。どうぞご活用ください。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年1月号第64巻第1号〈通巻779号〉1月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社